

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 1 4 年 3 月 1 5 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 4 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、前田副委員長、中村・斉藤（裕）・中島・佐藤（次）・吹田 ・松田・佐藤（幸）各委員		
説 明 員	市民・福祉・環境各部長・保健所長・小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～ 会議の概要 ～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に中村委員、中島委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

高島墓地における墓標等倒壊の事件について。

○（市民）戸籍住民課長

市営高島墓地における墓碑等の倒壊の件についてご報告申し上げます。

去る3月10日、日曜日、午前7時に小樽警察署から連絡があり、何者かによって墓碑等が壊されていることが判明し、午前8時45分に市職員が現地に出向き、確認をいたしました。調査の結果、28基の墓所に被害が確認されましたので、墓碑等の所有者に対して、当日10日、日曜日から12日、火曜日の間に連絡をいたしました。

なお、1名が居所不明で連絡がとれておりませんが、引き続き調査をしてまいります。

なお、小樽石材工業組合より、このまま放置しておくには見苦しく、また、18日からお彼岸なので墓参に来られる方々も困るであろうということで、ボランティアで倒れたさお石などを元の位置に戻したいというお話がございました。市といたしましては、個人の財産でもありますので、居所不明の1名を除いて全員の了解をとり、同組合にお願いすることとしたものであります。

なお、作業は、本日15日、午前8時50分より行われ、午前11時20分に終了いたしております。

以上でございます。

○委員長

介護保険在宅サービス利用者等アンケート調査について。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

介護保険在宅サービス利用者等に対するアンケート調査についてご報告いたします。

資料1をご覧ください。

アンケート調査の目的でございますけれども、14年度中に見直しをいたします高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たりまして、基礎的な資料を得るため実施したものであります。

今回行いましたアンケート調査は3種類ございまして、資料1の左から、「在宅サービス利用者の実態調査」、この調査対象者は、昨年11月14日現在、在宅サービスを利用している人から無作為に抽出した400人であります。調査の方法は、調査票をお送りし、それに記載をいただきまして返送していただく郵送法で行いました。調査の期間は、昨年11月16日から30日までであります。250人の方から回答をいただき、回収率は62.5%になってございます。

それから、真ん中の「在宅サービス未利用者実態調査」は、この調査対象者でございますが、昨年11月14日現在、要介護認定を受けている人で、在宅サービスを利用していない人の中から無作為に抽出しました190人を対象いたしました。これも郵送法で行いました。調査の期間は11月16日から同月30日まででありました。99人の方から回答をいただきまして、回収率は52.1%となっております。

それから、一番右側の「特別養護老人ホーム入所申込者意向調査」、いわゆる特別養護老人ホームの待機をしている方の意向調査でございます。昨年11月1日現在、特別養護老人ホームに入所を申し込んでいる人で、まだ入所していない方、504人全員について調査を行いました。これも郵送法で行っております。期間は11月22日から12月7日まででございました。358人から回答がございまして、回収率は71%となっております。

以下、3種類の調査結果の内容について、順次、ご説明をいたします。

なお、時間の関係上、主な点についてご説明させていただきますので、ご了解ください。

まず、資料2をお出しください。

資料2の4ページの中段をご覧ください。

介護保険に対する保険料負担がどうなのかということについての答えでございます。「負担ではあるが、なんとかやりくりしている」というお答えが39.3%、「やむをえない」が37.4%、「特に負担とは感じない」が13.2%となっておりますが、「現在の負担が苦しく、やりくりできない」、こういったお答えが4.1%というふうになってございます。

次に、7ページをご覧ください。

7ページは、サービスごとの満足度、それから、サービスに対する不満な点等について、ここに表を掲げてございます。この一番下をご覧になっていただきたいのですが、まず、満足度の関係で言いますと、407件、率にしまして75.7%の方がサービスに対して満足だ、こういうふうにお答えになっております。ところが、6.5%、35件の方は不満である、このようにお答えになってございます。

また、サービスに対する不満、あるいは改善を要する点、あるいは希望する点でございますが、この中で、特に下から三つ目の枠の中になります住宅改修費でございます。「限度額が低い」、こういうのが37.7%、それから、「改修の種類が少ない」、これが31.1%ということで、全体の中で特に高い率を示してございます。

次に、8ページの上段をご覧ください。

サービスごとの今後のサービスの利用意向について、「訪問介護」以降、ここに表にしてございます。この表の見方でございますけれども、利用者が116人、そのうち、今のままのサービスの利用でいいよというのが93人、利用を増やしたいというのが17人、利用を減らしたいというのが3人、無回答が3人、こういう状況でございます。この中で特徴的なものを申し上げますと、下から四つ目の「短期入所生活介護」、これでは、利用者24人中7名、率にしまして29.2%の方が「利用回数を増やしたい」というふうにお答えになってございます。

次に、10ページの上段をご覧ください。

サービスの利用料に対する負担感についての設問に対する回答であります。「これくらいの負担はやむをえない」、こういうお答えが最も多く42.9%で、以下、「今以上の負担は困難である」が15.1%、「それほど負担に思わない」が11%、「少し負担に思っている」が10.5%、「負担が非常に重い」、こういうのが5.9%というふうになってございます。

次に、11ページの下段をご覧ください。

今後の生活の場所、こういうことについてのお尋ねでありますけれども、「サービスを利用しながら、在宅での生活が続けたい」、こういうお答えが最も多く65.8%、続いて、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入りたい」、これが11.4%、「日常生活に少し不安があるので、ケアハウスやシルバーハウジングに入りたい」が2.7%などとなっております。

続きまして、在宅サービス未利用者の実態調査の結果について、この資料2を使いまして、引き続きご説明させていただきます。

資料2の15ページの上段をご覧ください。

これも、介護保険料に対する単価についての設問の答えであります。「負担ではあるが、何とかやりくりしている」及び「やむをえないと思う」、これがそれぞれ38.5%、「現在の負担は苦しく、やりくりできない」、これが7.7%、「特に負担とは感じない」、これが4.6%となっております。

次に、16ページの上段をご覧ください。

介護者の有無について、「いる」というお答えが40人で61.6%、「いない」という方が22人で33.8%、こういうふうになってございます。

次に、18ページの上段をご覧ください。

それでは、介護者がいるとお答えになった40人の方の介護の内容です。「買物」が最も多く60%、「通院」が52.5%、「洗濯」が50%、「掃除」が47.5%などとなっております。

次に、19ページの下の段をご覧ください。

ふだん気をつけていることは何かという問いの答えでございます。

「転倒しないように気をつけている」、こういうお答えが最も多く81.5%、「身の回りのことは自分でするよう心がけている」が60%、「食事に気をつけている」が56.9%などとなっております。

次に、21ページをご覧ください。

介護サービスを利用していない理由についてであります。「要介護度が知りたかったので、認定審査を受けただけ」、こういうお答えが最も多く36.9%、「家族などに介護を受けているので利用しなくても済んでいる」というお答えが35.4%、「サービスを利用しなくても自分で生活できるから」、こういうお答えが23.1%となっております。

次に、22ページの上段をご覧ください。

今後の介護サービスの利用意向について聞いた部分でございます。「身の回りのことが自分でできなくなったとき」というお答えが最も多く61.5%、「介護者がいなくなったとき又は介護者が身体的若しくは精神的に介護を続けることが困難になったとき」というお答えが50.8%などとなっております。

次に、24ページの上段をご覧ください。

介護保険制度の仕組みなどについてお聞きした部分であります。「だいたいわかっている」というお答えが30.8%、「よくわかっている」が1.5%、こういうふうになってございますが、一方、「わからない」というのが23.1%、「余りわからない」、こういうお答えが38.5%というふうになってございます。

続きまして、特別養護老人ホーム入所申込者の意向調査の結果について、ご説明をいたします。

資料3の、2ページをご覧ください。

特別養護老人ホームへの入所について、引き続き希望する、こういうふうにお答えになった方が80.7%、希望しないという方が18.4%ということになってございます。

次に、3ページをご覧ください。

特別養護老人ホームへの入所を希望しない理由について、「介護療養型医療施設に入所」した、そういうお答えが最も多く39.4%、「老人保健施設に入所」したが34.8%、「病院に入院」したが9.1%となっており、この三つで全体の8割を超えております。

次に、5ページの上段をご覧ください。

特別養護老人ホームに入所したい時期についてでございます。「当面は必要ないが、必要なとき」に入所したいが最も多く38.4%、「今すぐ入所したい」という答えは34.9%というふうになってございます。

次に、5ページの下段をご覧ください。

特別養護老人ホームに入所申込みをした理由についてであります。「専門的な介護が受けられて安心」、こういうお答えが最も多く29.1%、「早めに申込みをしておきたい」が18.6%、「介護者がいない」が16.6%、「介護している家族の負担が大きい」というお答えが16.1%というふうになってございます。

次に、8ページをご覧ください。

入所申込みをした時期についての回答です。「1年以内」というのが最も多く45.9%となっておりますけれども、逆に、「3年以上」というお答えも7.5%、こういうふうになってございます。

次に、9ページをご覧ください。

入所順を決めるに当たって重視すべき点についてお伺いした部分であります。「家庭の状況」が最も多く61.6%、「要介護度」が22.3%となっておりまして、「申込み順」というお答えは6.5%にとどまっております。

次に、11ページの上段をご覧ください。

入所を希望する場所についてでございます。95.2%の方が市内の施設だけを希望しておりまして、市外の施設を希望している方は、わずか7人ということになっております。

次に、19ページをご覧ください。

入所申込者の現在の所在についてでございます。「老人保健施設」が最も多く34.6%、「自宅」が22.6%、「介護療養型医療施設」が16.4%、「病院・診療所」、こういう医療関係が14.7%というふうになってございます。

以上、アンケート調査結果の概要についてご説明をいたしました。この調査結果を十分頭に入れながら計画の見直し作業に当たっていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長

特別養護老人ホームやすらぎ荘等の移譲計画について。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

特別養護老人ホームやすらぎ荘等の移譲計画についてご報告いたします。

昨年9月、特別養護老人ホームやすらぎ荘の管理を委託している社会福祉法人小樽育成院から、みずから改築したいので譲り受けたいとの要望が出され、その可能性について後志支庁と協議してまいりましたが、その結果など、取扱いを移譲計画としてまとめましたので、ご報告いたします。

あらかじめお配りいたしました資料に沿ってご説明いたします。

移譲する施設は、特別養護老人ホームやすらぎ荘及びオタモイデイサービスセンターで、移譲先は社会福祉法人小樽育成院であります。

移譲する理由であります。まず、形態についてご説明いたします。

やすらぎ荘は、昭和45年6月に小樽市が設置し、管理運営を小樽育成院に委託して開設いたしました。当時、特養といたしましては市内初、また道内でも8番目の開設となり、先駆的な施設整備でありましたが、現在、32年が経過し、施設全体の老朽化が著しいものであります。

平成12年4月から、介護保険法の施行に伴い、同法人みずからが介護老人福祉施設の事業者指定を受け、施設経営に当たってきたところでありますが、同法人といたしましては、時代の要請に即応したサービスを総合的に提供できる柔軟な運営と施設活用が必要であるとして、現在の施設を市から譲り受け、みずから施設整備に当たりたいとの要望が出されたものであります。

市は、検討の結果、以下の理由から小樽育成院にやすらぎ荘を移譲するのが適当であると判断するとともに、現在、やすらぎ荘に併設して設置しているオタモイデイサービスセンターにつきましても、運営効率の向上のため、同様の取扱いとすることが適当と判断したものであります。

その理由といたしましては、一つ目、やすらぎ荘を新型特養、いわゆる全室個室の居住福祉型・グループケアユニットへ全面改築することにより、大部屋が解消でき、入所者の生活空間の確保やプライバシーの保護が可能となること。二つ目、既存のオタモイデイサービスセンターと併せ、新たにショートステイ、在宅介護支援センター及び地域交流スペースを併設することにより、在宅福祉サービスの向上と地域福祉サービスのなお一層の強化が図られること。三つ目、同法人がやすらぎ荘と同一敷地内に設置している養護老人ホーム育成院と一体的に管理運営することで、より一層の施設サービスの向上に寄与すること。四つ目、長年にわたり培ってきた高齢者福祉のノウハウを生かしたサービスの向上と柔軟な施設経営が期待できること。最後の五つ目、やすらぎ荘等の敷地は同法人から無償で借り受けていることであります。

次に、移譲方法につきましては、無償による譲渡といたしたいと思っております。このことについては、平成12年3月13日付けの厚生省老人保健福祉局長ほか3部局長通達の社援第530号、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫補助金に係る財産処分承認手続の簡素化について」に基づく所定の手続を行うことにより、譲

渡に係る国庫並びに道補助金の返還が不要となり、また、起債の償還が一括返済の扱いとならない承認手続を行うものであります。

次に、施設の沿革についてですが、やすらぎ荘は昭和45年6月に定員50名で小樽市が設置、管理運営を小樽育成院に委託して開設しております。昭和54年4月には増設し、定員を100名に増員しております。平成12年4月、介護保険法の指定介護老人福祉施設となり、地方自治法第244条の2第4項による利用料金制を導入し、引き続き、小樽育成院に管理を委託して、現在に至っております。

オタモイデイサービスセンターについては、平成9年1月に定員15名で小樽市が設置し、管理運営を小樽育成院に委託して開設しております。平成12年4月、介護保険法の指定通所介護事業となり、定員を25名に増員し、やすらぎ荘と同様、利用料金制を導入し、現在に至っております。

移譲する施設の概要については、2ページから3ページにかけて表に示すとおりであります。

なお、市債残高につきましては、平成12年度末現在、やすらぎ荘の下水道切替え事業分で約500万円、オタモイデイサービスセンター建設事業分で約1億2,300万円となっております。

施設の現状については、やすらぎ荘の居室は、建設当時の基準のため、6人室が8室、4人室が12室、2人室が2室と大部屋中心で、入所者のプライバシーが守られているとはいいがたい状況であるとともに、設備の老朽化も著しく、近年は施設の補修が増加しております。

以下、平成2年度からの主な施設補修状況を表に示しております。

移譲された後、小樽育成院が予定する施設整備内容は、特別養護老人ホーム居住福祉型で、100床の完全個室化の改築を考えております。構造は鉄筋コンクリート造、地下1階地上3階建てで、整備年度は平成15年から16年度の2か年で、国、道に対して改築の補助申請をすることにしており、現在のところ、併設施設は、ショートステイが15室、在宅介護支援センター、地域交流スペースを予定しております。

今後予定するスケジュールにつきましては、本日も報告申し上げた後、さきに述べました通達に基づき、国庫補助金に係る財産処分申請等を国及び道に行い、その承認を受けて、次期第2回定例会におきまして、財産の無償譲渡及び設置条例等の改廃を議案として提出し、議決後、無償譲渡契約の締結と諸手続を経て、7月に移譲してまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員長

北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）基本計画の概要について。

○（保健所）総務課長

北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）基本計画の概要について、このたび、道からご説明がありましたので、ご報告をさせていただきます。

北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）基本計画は、別紙、お手元にお配りをさせていただきました資料のとおりでございますが、計画の1では、基本計画の策定に当たって、平成13年3月策定の小児総合保健センターと肢体不自由児総合療育センターの両施設を、一体的に整備することとした整備構想で検討した考え方や、施設の有する機能、公的性格を踏まえ、一体的整備のため、この基本計画が策定されたものと、その趣旨が述べられております。

計画の2の、現状と課題では、道内における小児医療及び障害児療育の現状と課題から、両施設の機能の充実が述べられ、計画の3、小児総合医療・療育センター（仮称）の整備では、基本的な考え方や、施設の性格と機能が述べられ、必要な機能の診療科目をはじめ、九つの必要機能が述べられております。

計画の4では、規模等では、両センターの運営体制や215床の入院定数、約1万8,000平米の建物の面積、100億円以内の概算事業費、及び建設予定地として「札幌市手稲区金山1条1丁目1及び稲穂3条7丁目」にしたこと

と、施設の名称について述べられております。

以上が、北海道立小児総合医療・療育センター（仮称）基本計画についての概要報告とさせていただきます。

○委員長

「環境にやさしい小樽市民ルール推進委員会議」の提言について。

○（環境）環境課長

環境にやさしい小樽市民ルール推進委員会議からのご提言についてご報告申し上げます。

資料6をご覧くださいと思います。

市民ルールの策定につきましては、平成12年第4回定例会厚生常任委員会でご報告申し上げたところでございますけれども、このルールを市民参加で推進するため、平成13年8月に推進員会議を設置したところであります。

会議の構成は、資料にありますように、団体推薦及び市民公募により選任された20名の推進員から成ります。

会議の開催経過につきましては、平成13年8月27日に開催された第1回推進員会議で、北海道地球温暖化防止活動推進員の市川英明さんを座長に互選し、その後、講演の受講や情報交換、普及啓発施策の検討を進めていただき、平成14年2月19日、第5回推進員会議で提言を取りまとめていただいたところであります。

提言の内容は、資料の2ページ目でございます。

大きく三つに分けられてございまして、1番、市民ルールの基本的な考え方では、数値などについてあらゆる場面でさまざまな方法で実施すること。2番、推進組織とその方法では、推進員会議の継続と町内会及び各種団体との連携、推進員用資料やマニュアルの作成、情報提供の推進。3番では、普及啓発資料の選択とその実施について、環境家計簿や省エネナビなどのモニターの実施、アイドリング・ストップ運動の実施、食残し食品の廃棄防止などであります。

この提言を受け、市では、年度内に小樽側の環境家計簿を含むパンフレットを作成し、4月早々、新年度の推進員会議を立ち上げ、市民ルールの普及啓発を、市民参加と各種団体との連携の下で推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

今定例会に付託された案件について、順次、説明願います。

議案第38号について。

○（樽病）総務課長

議案第38号、小樽市税条例及び市立病院高等看護学院条例の一部改正案について、ご説明申し上げます。

2001年12月の臨時国会にて、保健婦助産婦看護婦法の一部改正が可決され、同法が本年3月1日より施行されました。

従来の保健婦、助産婦、それから看護婦、男子の場合は「士」という言葉ですけれども、このたび、男女統一の「師」に改正されましたことにより、名称の変更を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長

議案第41号について。

○（福祉）児童家庭課長

議案第41号「小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

この条例案については、現高島保育所と赤岩保育所を統合し、新たに赤岩保育所を設置するもので、4月1日に開所を迎える予定となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長

議案第42号について。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

議案第42号「小樽市老人医療助成条例の一部を改正する条例案」についてご説明いたします。

平成13年1月1日付けで健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことによる老人保健法の一部改正で、老人訪問看護療養費基本利用料が、厚生労働大臣が定める額から、定める算定方法により算定した額に改正されたこと、また、平成10年1月1日付けで日本私立学校振興共済事業団法が施行されたことによる私立学校教職員共済組合法の一部改正で、私立学校教職員組合法が私立学校教職員共済法に題名が改正されたことから、小樽市老人医療助成条例の一部を改正するものであります。

以上です。

○委員長

議案第53号について。

○（環境）田中主幹

議案第53号「北しりべし廃棄物処理広域連合の設置について」、ご説明いたします。

初めに、広域連合の設置経過であります。国は、平成9年1月に、焼却処理施設から排出されるダイオキシン類の排出抑制のため、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインを策定し、北海道は、国の方針に基づき、平成9年12月に北海道を32ブロックに分け、ごみ処理の広域化計画を策定し、その中で、小樽市は積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の1市4町1村で構成する北後志ブロックに位置づけられました。

これを受け、平成10年4月には、北後志6市町村で構成する北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会が結成され、平成12年3月に北後志地域ごみ処理広域化基本計画を策定し、事業主体を広域連合とすることとしました。平成12年7月11日には、6市町村が共同で廃棄物を処理する確認書を締結するとともに、準備組織である北海道北後志廃棄物処理広域連合設置協議会と北後志地域廃棄物広域処理推進協議会を設置し、事業を進めてきております。

施設建設第1候補地を小樽市桃内地域とし、地域住民の方々と協議を重ね、昨年の12月25日に桃内町内会から建設の基本同意を得ました。このことから、事業主体である広域連合設置の事業を進めることといたしました。

次に、規約案の取りまとめ経過についてであります。規約の条項は、地方自治法第291条の4において、設けるべき事項について規定されております。これに基づき、既設の広域連合の規約を参考にしながら、北海道と事前協議を行い、北後志6市町村としての成案といたしました。

規約は、6市町村議会の本年第1回定例会に議案として提案されております。

次に、規約について説明いたします。

第1条から第3条は、名称、構成市町村名、区域を定めております。

第4条は、ごみ焼却施設、資源化リサイクル施設、破碎処理施設の設置、管理及び運営について定めております。

第5条は、広域計画に盛り込む項目を定めております。

第6条は、事務所の所在地を定めております。

第7条から第9条は、広域連合議会の委員の定数、選出方法、任期などについて定めております。

第10条は、議長及び副議長の選挙及び任期を定めております。

第11条は、広域連合長、副広域連合長、助役及び収入役を置くことを定めております。副広域連合長については、6市町村が共同で処理するということを踏まえ、設置することとしたものであります。

第12条から第14条は、広域連合長や副広域連合長、助役及び収入役の選任方法、任期及び補助職員を置くことを定めております。

第15条は、選挙管理委員会の設置、委員の選任及び任期等を定めております。

第16条は、監査委員2人を置くこと、監査委員の選任及び任期を定めております。

第17条は、広域連合の収入費目、関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算で定めること及び負担割合は、別表で定めるとしております。

第18条は、規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定めることとしております。

附則第1項は、規約の施行日を定めております。

附則第2項は、経過措置でありまして、規約の施行の際、現に関係市町村が設置している中間処理施設の管理運営は、新処理施設を設置するまでの間は、当該関係市町村の事務であることとしております。

別表は、負担割合についてであります。

管理費は均等割5%、人口割95%、施設管理費及び運営費は、施設ごとの処理実績割、施設建設事業費及び公債費は、施設ごとの計画処理量割であることを定めております。

次に、今後の事業の流れについて説明いたします。

桃内町内会の建設基本同意を受けまして、後志支庁と協議をした結果、実施計画策定及び国土交通省北海道局への概算要望時期等を考慮すると、平成15年度着工は難しいとのことでありましたので、平成14年1月24日開催の推進設置協議会で、平成16年度着工、平成19年度供用開始とすることといたしております。

今後のスケジュールであります。平成14年度の予定事業といたしましては、広域連合が設置された後に、事業計画などの策定業務を進めることになります。平成15年度には国土交通省北海道局への概算要望、環境省への補助要望を経まして、平成16年度補助決定を受け、着工できることになるものと考えております。

次に、広域連合設置関係であります。広域連合規約が6市町村議会で議決を得ました後に、6市町村長連名で議決証明などを添付し、北海道知事に広域連合の設置許可申請をし、4月下旬までには広域連合設置の許可がされる予定であります。

広域連合設置許可日に広域連合が設置されますので、直ちに広域連合長を選出することになります。

広域連合長は、6市町村議会議長に広域連合議員の選出を依頼し、各市町村の本年第2回定例会で議員を選出していただき、6月末ころには広域連合議会を開催し、議長、副議長などの選挙、広域連合に関する条例や予算等を議決していただくことになるものと考えております。

以上でございます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

○中島委員

朝里十字街への多目的コミュニティセンターの設置方について

それでは、質問いたします。

最初に、市民部からお願いいたします。

陳情第72号についてですけれども、朝里十字街への多目的コミュニティセンターの設置方について、要望が出ております。

東南地区にコミュニティセンターをつくることについては、地域の皆さんから強い要望がありまして、議会でも繰り返し取り上げられています。理事者の方からも、21世紀プランや前総合計画の関連からも、他の地域に優先して整備していきたい、こういう答弁をいただいております。朝里十字街の旧市営住宅が撤去されましたから、土地の利用法が検討され始めて、具体化への市民要望がかつてなく高まっている、このように思います。

今、この跡地利用についての希望として、どんなものが寄せられているのか、まず、お知らせください。

○市民部長

旧朝里共同住宅跡地の利用でございますけれども、跡地利用につきましては、調整等は企画部で担当してございます。

ただ、私どもが聞いているところでは、庁内からの希望といたしましては、当然、私どももコミュニティセンターの希望を持っておりますから、手を挙げております。それから、消防の朝里出張所なども希望していると、こういった話は私どもも耳にしております。

○中島委員

私が聞いている限りは、住宅課の方も、住宅建設は、あその場所がどうかというふうにお話を伺っております。市民の皆さんの情報では、消防署は出張所を希望しているけれども、出入口の関係であきらめたといううわさがあるとか、いろいろ早いお話も聞いています。

こういうような要望が出されまして、庁内の中でどういう形でこれらの要望についての議論をして煮詰めていくのか。これからの決定までの経過というのはどういうふうな形になるのでしょうか。

○市民部長

政策的な問題でございますので、当然、最終的には企画会議といいますか、そういったところで最終決定していくのかなというふうには考えてございます。

それから、それまでの間、去年の3定でも、市長からは、地域の意向なども聞きながらといったような話が出ておりますので、そういった手続といいますか、地域の意向などを聞く作業も行われていくのかなというふうに考えてございます。

○中島委員

それでは、市民部として、具体的に地域要望のあるこの地域へのコミセンの建設について、企画部の方に手を挙げています。具体的にどういうことで理解を得ているのでしょうか。

○市民部長

うちは、あの場所で建設したいということで希望を上げているということでございます。

○中島委員

市民部としては、旧市営住宅跡地にコミセンをつくってほしいという希望を出しているということですね。

内容については、要望の中に入れていく施設設備なんかも含めて、かなり具体的な中身で要望を出しているのでしょうか。その辺のことでお話しいただける内容があればお聞かせいただきたいのですが。

○（市民）総合サービスセンター所長

コミュニティセンターにつきましては、現在、稲穂にいなきたコミュニティセンターというのがあるわけがございますけれども、これが初めてのコミュニティセンターでございますので、次に新しくつくるということになると、これらを参考にしながらということになると思います。機能的には、だいたい同程度ということになるのではないかなというふうに考えております。

○中島委員

機能的に同程度というと、大きさに問題がありますね。中心街はかなり大きいものが建ちましたけれども、この地域で同じものという方向に行くのかどうかと思いますが、児童館とか体育館とか、各種の会議室がありますけれども、そういうものは、だいたい一緒に考えられているというふうに考えていいのでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

今の児童館の件でございますけれども、児童館については、一応、コミセンと併設してつくるということで考えて進んでおりますので、コミセンが決定すれば、それに合わせて中身、内容について検討していきたいというふうに思っております。

○市民部長

前に図書館がこういった規模になるか、そういった希望が出ていることは私どもも承知しております。それから、いなきたで言いますと、調理室の利用が、私はPRに努めておりますけれども、当初予定したより余り利用がないというのが現実でございますので、そういった問題を今後どうするのかということは、今後、具体の中で検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○中島委員

さきほど部長がおっしゃったように、これから地域の皆さんの声を聞いていく、そういうこともしなければならぬというお話もしていました。このときの地域の皆さんの対象をどうするかということですが、今回、陳情者である「実現する会」には、各町内会の会長さんも参加しております。商店街、各種サークル、老人クラブやPTA、お医者さんたち、開業医の先生も含めて、かなり広範な地域住民の方々がまちづくりの会も含めて参加しているんですね。ぜひ、実現する会も、意見を聞く対象として検討していただきたいということが望まれているのですけれども、どうでしょうか。

○市民部長

さきほど昨年3月での市長の答弁を申し上げたのですが、いわゆる跡地利用の有効な利用について、地域の意向あるいはまた議会の議論の経過、こういったものを十分踏まえて検討していきたいということでご答弁しておりますので、当然、あの跡地利用をどうするかということにつきましては、担当部を中心に考えられていくと思います。当然、私どももコミュニティセンターということで希望しておりますので、そういった中に入って聞きしていくことになるかと思います。この辺につきましては、また担当部の方とも、今後、十分に協議をしていきたい、このように考えております。

○中島委員

繰り返し、この問題が取り上げられていますから、改めて一からお話しすることもないと思うのですが、とりわけ子どもたちの問題が大変深刻な状況なのです。4月から学校5日制が始まるのはご存じだと思います。朝里小学校では、働いている家庭のために、学校の空き教室を利用して、放課後児童クラブというのがあるのですが、3年生までを対象にして定員があるわけですね。この定員のために、今年は80人の申込みがあったのですが、60人の定員ということで、20人は切捨てです。それで、3年生まで対象と言いますが、実際には1、2年生だけで、3年生の希望者17人は全員対象外です。さらに、1、2年生からも、3名は余分ということで、出されてしまう可能性があります。これは、新谷議員が別なところで今頑張っていると思いますけれども、こういう子どもたちがどこで過ごすかという問題が大変大きいです。

とりわけ、3年生といっても、この3月まで2年生だった子どもたちが、4月からどこに行くかということになるんですね。児童館、子どもたちの放課後を保障する場所の必要性は、いつになるかわからないコミセンを待たなければならない状況ではないという側面もあるのですが、とりわけ急がれると私は思うのですが、この問題についてはどうでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

さきほどちょっとお答えしたのですが、いなきたにおいても、児童館については、コミセンと併設してつくっていくことでつくっております。それ以外のところについても、基本的にそういう方針を持っておりますので、コミセンが決まりましたら、市民部と一緒に共同歩調をとりながら進めていきたいというふうには考えております。

○中島委員

この実現する会というのは、名前のとおり、コミセンが実現するまで繰り返しいろいろな運動をやっていくところだと思います。そういう意味では、子どもの問題も含めて、引き続き取り組む形になると思うのです。ぜひとも、市民部の皆さんとしても、提案されている立場で、一日も早い実現のために力を尽くされることをお約束していた

だきたいと思いますが、最後に一言、お答えいただきたいと思います。

○市民部長

東南地区にコミュニティセンターの設立という話は、本当に早くから出ておりまして、長年の地域の要望ということは承知しております。現在、一番先に解決しなければならないのは建設地をどうするかということでございます。

前にも、かつて市長は、あの場所を、共同住宅跡地を長期にわたって放置はできませんというようなご答弁をしておりますので、私たち担当部としては、できるだけ早くという気持ちは持っておりますけれども、今後、私どももできるだけ努力はしていきたい、このように考えてございます。

○中島委員

ぜひよろしくお願いします。

高島墓地について

次に、高島墓地のご報告がありましたけれども、関連して墓地について質問いたします。

私のところにも、高島墓地の方に申込みをしているけれども、なかなかお墓を立てられないという苦情がありまして、小樽市内のお墓の現状はどういうふうになっているのか、こういうことを疑問に思いました。

現在の小樽市内の墓地数というのは、何か所で、今年、墓地の中で造成計画というのはお持ちなのでしょうか。

○（市民）戸籍住民課長

小樽市内の墓地は、全部で14か所ございまして、区画数は1万5,498ございます。

新年度での区画の造成計画でございますが、諸般の事情がございまして、小樽は急坂であるとか等々の事情がございまして、返還方の整備をする1年ということで、新規の計画は立ててございません。

○中島委員

新規計画はなしと。返還ということは、一度貸し付けたところを返してもらうということだと思っておりますけれども、そういう数で大体の要望にこたえられるというか、需要と供給の関係で間に合う見通しなののでしょうか。

今は待機者がどれぐらいいるかということもあわせてお聞かせください。

○（市民）戸籍住民課長

需要と供給の関係でございますが、銭函第一墓地、第二墓地と高島墓地については待機をお願いしている方がいらっしゃいますけれども、その他の墓地については、需要と供給の関係は適合してございます。

○中島委員

やはり、高島は待っている方がいる、こういうお話ですね。ほかのところではそんなにはいらっしゃらないということですが、今回、調べて資料をいただいたものを見ると、この5年間で銭函第二墓地が新しく200区画つくられています。それ以外は、中央墓地、緑町ですね、ここが90。塩谷が60、年々20、20という形で少しずつできていくのですが、それ以外の墓地は一つもできていないのです。高島は、実際に希望者がいるとおっしゃるのに、ここにつくっていけないという事情が何かあるのでしょうか。

○（市民）戸籍住民課長

高島墓地についてでございますが、全体の面積の割合では坂が多い場所でございます。また、ご承知かもしれませんが、非常に水の出やすい場所で、既に造成した後でも水が出て使えないというところが相当数ございまして、ご指摘のような状態になっておりまして、返還を待っているということでございます。

○中島委員

水が出るとか、適切ではないとか、急だとか、いろいろあるのですが、場所によっては見上げるような急なところにつくっているお墓もあるわけで、どういう判断の下につくっていくのかなという基準が非常にわかりにくいなと、市民から見ても思うわけです。あそこは平らなのにどうしてなくて、あそこはすごいがけなのになぜあるのだ

ろうかと、こういう意見が出てくるわけで、合理的な説明が必要だと思うのですね。

それにしても、必要な状況については、調査の上、市民の皆さんが納得する対応が必要だと思うのです。高島で今年、返還されるところで、15人のご希望の方々が間に合うのか、あるいは、間に合わないとしたら、増設する場所が本当になのか。ここら辺について検討する余地はあるのでしょうか。

○（市民）戸籍住民課長

ご指摘のとおりでございます、造成コストの関係から、今まで10区画、20区画という広い面積を求めて造成する場所を探してございましたけれども、今後は、小さな区画についてもつぶさに土地を見つけながら、ご要望におこたえするようなことを考えていきたいと思っております。

○市民部長

高島墓地については、確かに待機者がいるのですが、返還は、14年度で約二十二、三について催告をしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、今現在、返還の申入れが4名出ているということでございます。それから、今の増地につきましては、さきほど課長が言いましたように、急傾斜地あるいは水が出るということで、同じ造成をするにも多額の造成費がかかるということで見送っておりますが、市内全体の墓地につきまして、もう一度、ご承知のように、平たん地ということになりますと、私の調べたところでは、桃内あるいは張碓、こういったところは平たん地です。あとは、程度の差がありますけれども、かなりの傾斜地あるいは急傾斜地ということでございます。若いときに建立しますと、墓参が高台にありましてもおっくうではないのですが、やはり高齢になりますと、なかなかお参りするが大変だということで、いろいろお手紙などをいただいております。今後、まとまらなくても、平たん地などいっても求めようありませんので、若干の坂であっても、区画数が少なくとも、そういったことが求められないかどうか、十分に調査しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

よろしくお願いします。

北しりべし廃棄物処理広域連合の設置について

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合の設置について、今回、規約が提案されて常任委員会に付託されております。

私たち共産党は、ごみの減量化に逆行する大型焼却炉の導入、自分たちのごみは自分たちで処理するという原則からいっても、広域化にも反対する立場です。この立場で質問させていただきます。

まず最初に、今回提案された規約の中身の問題です。ここの第4条には、ごみ焼却施設と資源化リサイクル施設と破碎処理施設、三つのものを設置することが決められております。

けれども、これまでのお話では、資源化リサイクル施設と破碎処理施設は、小樽市が使うと。小樽市は単独使用だというふうに伺っておりました。これを確認しますけれども、そのとおりでよろしいですか。

○（環境）金田副参事

そのとおりであります。

○中島委員

広域化の、この規約に入れてしまうということは、広域連合議会になるわけですね。そうすると、小樽市単独のものを広域にお任せすると。ここに係る経費も含めて、他市町村もお金を出す関係になるわけですがけれども、他の町村は、自分たちが使わないものをこの中に入れることに納得、合意をされているのでしょうか。

○（環境）金田副参事

それぞれ建設費なり管理運営費の負担の方法ですがけれども、別表の第17条関係で記載してございますが、建設費は計画処理量割 100%、ということは、小樽市の量に合わせた計画 100%を小樽市が負担すると。それから、管理

運営費も処理実績割 100%になってございますので、これも小樽市が使ったものを小樽市が全部負担する、こういうことになってございますので、構成町村においては理解されているかなというふうに考えております。

○中島委員

それでも、ここの運営管理については、実際問題、広域連合の中で進めるわけですね。小樽市の単独使用のものだから、小樽市で、厚生常任委員会なりの中で進める、小樽市単独の判断でリサイクル施設や破碎施設の管理を進めるといふことにはならないわけですよ。これについては、広域連合議会の中に全部かけて、許可を得て使うことになっていくと思うのですけれども、そうではないのですか。

○環境部長

リサイクルと破碎施設の関係で、小樽市単独で使うということで、誤解のないようにひとつお願いしたいのは、この施設自体は、小樽市のごみのみを処理するということですから、小樽市自身がリサイクルと破碎の管理運営をする、こういうことではございません。あくまでも小樽市のごみのみを処理するということですので、この3施設はあくまでも広域で処理する、こういうことになっておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○中島委員

そのことを問題にしているのですよね。広域で管理するというものに、小樽市だけが使うものを何でそこに入れなければならないかということの矛盾だと思います。

簡単に言えば、これから先、平成19年まで、小樽市としてはごみの埋立てを続けるわけですが、供用開始までは。その間、破碎施設もなし、そして、リサイクルを進めたくても、今はもう許容限度で、これ以上は難しいですとおっしゃっている。ごみを減らす具体的な手だてがないのですよ。

そういう意味では、最終処分場のこれから先の見通しを考えれば、一日も早くごみを減らすための具体的な手だてに手をつけるべきだと。そういうことを考えれば、広域の中に入れるのではなくて、小樽単独で早目に計画を立ててつくって、小樽で使っていくということの方が合理的な考えだと私は思うのですけれども、いかがですか。

○（環境）金田副参事

広域化基本計画を策定する段階では、6市町村全体の資源化リサイクルの実施の可能性についても検討した経過がございますけれども、当面、北後志の組合で、資源化リサイクルを始めたばかりだとか、そういったこともございまして、小樽市の単独分を処理する施設をこういうふうにつくろうと、こういう形で計画したわけです。その中でも、一体建設とか、そういった場面だとか、限られた土地を有効に利用するというところで、広域連合で設置していこう、こういうふう考えたわけです。

ただ、単独で建設した時点では早く利用できるか、こういうご質問もありましたけれども、リサイクル施設などを建設するに当たっての事業計画の策定だとか、生活環境エコ調査だとか、国に補助申請するだとか、そういった面では最低2年は黙っていてもかかりますし、建設も、焼却処理施設は3年という計画になってございますけれども、資源化リサイクルも2年は黙っていてもかかる。その辺からすると、単独の処理施設でも、広域連合の処理施設であっても、期間的にはそう変わらないのではないかと、こういうふうに考えているところでございます。

○中島委員

確認しますけれども、このリサイクル施設と破碎施設については、将来にわたっても小樽市単独使用ですか。将来には、他町村が参加するということもあり得るというお考えですか。

○（環境）金田副参事

計画処理量は、小樽市が排出する量に合わせて施設をつくるものですから、他町村から持ち込む幅はないというふうに考えてございます。

将来的な問題なのですけれども、5町村の中でも、5町村の資源物を回収した資源化リサイクル施設整備の検討をされているということですので、その際は、5町村が建設する場合は、広域連合がそれにタッチをして

いく、こういったような考え方になっていくのではなからうか、このように考えております。

○中島委員

この件については、私は今の説明で納得はできないと思います。引き続き、検討していただきたい。むしろ、一緒に見ないで、小樽市だけのものとして、少しでも早くつくって最終処分場の寿命を延ばすために努力されるのが筋ではないか、そのように思います。

今日は資料としてつくったものを少し出していただきまして、渡島、西いぶりの広域連合の状況についても、ひととおり情報がわかるようなものをいただきました。

渡島の方には、中継地点設置ということで、これだけでも何十億といふかなりのお金がかかっているようでございますが、当初計画では、北しりべしでもこういうものを検討するとおっしゃっていました。これはどうなるのでしょうか。

○（環境）金田副参事

広域化基本計画の中では、時間がかかる場合は、中継基地の設置も検討と、こういう形で記載してございましたけれども、实际的に、小樽と余市は近い、こういうこともありまして、積丹からも1時間程度でごみの搬入ができるということになってございますので、特段に中継施設を必要としないのではなからうかと。それよりも、でも、やるとすれば、多分、パッカー車ですね、大型化をするだとか、そういったような対処療法で間に合う、こういったような考え方で、今のところ、中継基地をつくる考え方はございません。

○中島委員

このことが問題になったそもそもは、桃内の皆さんは農道を利用してごみを運んでくる形になれば、何回も来たら環境上問題ではないかということで、何回も入る形にしないようにするために、どこかでごみをまとめて台数を減らして入れる、こういうようなお話を伺ってありました。

今のお話では、大型の車にするというのは、大型の車にして各町村を回って、そして、来るということですか。そういうふうに聞こえるのですけれども、各市町村ごとに大きいものをつくっても、持ってくるごみの量は変わらないのではないですか。

○環境部長

今、副参事がご答弁いたしましたけれども、中継基地については、当初、そういうものをつくろうと。これは、あくまでも距離的な関係があったということでございます。

それではどうしようかということについては、依然からお話ししてはいますけれども、具体的にどういうふうにするかというのは、まだはっきり決まっていない状況なのです。施設をどうするか、ごみの量がどうなっているか、そういうことで中間基地が本当に必要なかどうか。ここら辺も、事務方ではいろいろな話はしていますけれども、具体的にどうしようかということは決まっておりません。さきほどはパッカー車を大型にするという話もしましたけれども、これについても、どういうふうにしていくのかということは決まっていないので、今の段階では、大型にしてどうするか、中継基地をつくらないでどうするかということにはなっていません。ただ、事務方では、ある程度いろいろな話をしておかなければなりませんので、そういう中で話としては出ている、こういうことでご理解していただければと思います。これは決して決まっているわけではありません。

○中島委員

北後志5町村との共同事業ですから、ほかの議会にどう説明されているかということは、私が聞いたところによりますと、中継地点はつくらない、このように議会に説明されていると聞いています。それで、びっくりして、どういうことになったのでしょうかというお話ですが、今の部長答弁では、若干違うような気がするのですけれども、再度、お答えください。

○環境部長

中身について、推進協議会では、まだそこまで行っていませんので、議会に報告しているということについては、私の方では承知していません。どういう形でそういうお話が出たのかということは、各町村の方にお聞きしなければいけないと思いますけれども、今現在、私が言ったのは、まだ具体的に決まっていなと。中継基地等々についても、さきほど副参事が言ったように、考えられるのは、距離的にさほど問題はないだろうからつくらない方向ということは実際に出ていますけれども、具体的にそうしようと、こういうことで決まっていなないので、さきほど私がご答弁したような内容になっている、こういうことです。

○中島委員

協議していただいてけっこうですけれども、協議だけの問題ではなかったはずなのです。ごみを持って搬送する車が、小樽市だけではなくて、各町村から来るということは、台数が増えることで、そのことが環境上問題だという住民の方の意見があったのです。ここのところにきちっとこたえる形になる解決をしなければだめだということを指摘しておきます。

さらに、渡島、西いぶりの状況を見ますと、焼却炉の規模については、それぞれ2炉設置しています。この2炉は、1炉だけ使って、もう1炉はふだん寝かせておいて、いざというときに使うというものなのか、それとも、2炉とも同時に利用しているものなのか、どうなのでしょう。

○（環境）金田副参事

この計画でいきますと、2炉は、常時、ふだんは動いている、こういう形になると思います。

○中島委員

小樽市は、当初の推進協議会のご提案、基本計画書の中では、3炉つくって、1炉は寝かせておいて、いざというときのために使う、こういう予定でございましたけれども、そこは節約できるというふうに考えていいのでしょうか。これは私の感想です。

○（環境）金田副参事

当初の計画で、基本計画の中の3炉というのは、3炉自体は常時動かすという考え方でございます。その代わり、1炉の1日の処理量は小さくなってございますので、そういう形で燃やしていこうと。ただ、補修するときには、3炉あるわけですから、1炉を補修し、2炉で燃やしていこう、こういう考え方でございます。

○中島委員

それは、これから少し煮詰めていく中身かと思います。

次の関係で、先日、新聞報道で、北後志の清掃センターですか、現在、小樽市以外の構想については、余市の北後志清掃センターにごみを搬入して同時処理をしております。ここの炉の改修工事は、今年の12月には、ダイオキシン規制のために、これをクリアするために現在の炉ではやっていけないということで、改修工事をする方向が出ておりました。

このことに関連して、一定の時間、炉の改修をする間、3か月と書いてありましたが、この間、各町村が運び込む予定のごみを、それぞれ自分の市町村で埋め立てるなどの対応をすることに決まったという話がありました。その後、余市側で予定していた埋め立てする場所が、町民の皆さんのご協力がなかなか難しい場面もあって、時期が後に下がるという話も報告されておりました。

この余市にある北後志清掃センターの炉の改修について、具体的な中身や予算についてお聞きしていますか。

○（環境）田中主幹

ダイオキシン規制強化に対しての改修工事の内容ということでございますけれども、新焼却炉稼働までの間の加熱処理の措置として、最終処分場の埋立てだとか、いろいろ検討したそうでございます。その結果、現在の北後志5町村では、北後志衛生施設組合の焼却炉を改修して対応することというふうに聞いております。

その内容で、改修の主なものとしたしましては、廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオ

キシンの規制基準が適応する施設構造に、改造するための最小限の改修でありまして、現在、40トン処理能力がございます。20トン炉が2炉、それが8時間で稼働してございすけれども、その20トン炉を1炉にしまして、稼働時間を16時間に延長し、あわせて、燃焼ガス、冷却設備、それから排ガス処理としてバグフィルターの設備を付けたり、それから集じん灰の固化設備、そういったものの増設をしていくというふうに聞いております。

○中島委員

費用はどうか。

○（環境）田中主幹

改修工事の契約金額でございすけれども、約3億6,000万円と聞いてございます。

○中島委員

3億6,000万円のお金をつけて、他の5町村に対してこれから新しくつくるといふ形になるわけですね。

これだけのお金をまたかけて、さらにその二、三年後には小樽市に新しい焼却炉を設置する。このお金だって、30億円や50億円で済まない100億円単位のものになりますね。そういう焼却施設に、各市町村が全部またお金を費やしていくということは、よその町村のことだから、いいと言えはいいかもしれませんけれども、そんなにすんなり賛成できるのかなという問題と、更に、こちらが出来るまでの応急処置と言ってもいいですね。3億6,000万円かけてやるわけですから、5年や6年で使えなくなるとは思えないのです。普通、使ったら、やっぱり10年単位あるいは20年単位で使える見通しがあるのではないかと私は思うのですけれども、可能性として、一般論としてそう考えていいのではないのでしょうか。どうですか。

○（環境）田中主幹

ただいまのご質問のことでございすけれども、まず、負担できるかどうかという部分については、ここで申し上げるわけにはいかないと思います。5町村では、その辺は十分論議されているというふうに考えております。

それから、今、直しますと、10年、20年は使用できるのではないかとということでございますが、北後志清掃センターは、昭和50年から約26年使っております施設でありまして、今回の改修部分につきましては、さきほど申し上げましたとおり、排ガス関連や集じん灰の固化施設に係る部分だけの改修でございす。焼却炉本体やクレーンだとか、そういった主要な部分については、老朽化は更に著しいというふうに聞いておりますが、今回の改修の対象にはなっておりません。そういったことを考えますと、10年、20年というのはちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

○中島委員

余計なお世話かもしれませんが、私はやはり、自分の関係の市、村、町でも、ごみの処理のために住民の理解を得て行政を進めることは、なかなか大変なことだと思うのです。今回のことでもわかったと思うのですが、それを1市5か町村集めて同一のテーブルの下で進めていくことの先行き、見通しの大変さを非常に感じるわけで、こういうやり方が行政の遂行には、なかなか大きな足止めになるのではないかなということを感じます。広域はやめた方がいいという意見です。

現状の問題でも一番大きいと思うのですけれども、環境省の報告では、最近の新聞に出ておりましたが、1990年度の一般ごみが前年度比0.3%減、産業廃棄物は2.0%減と、わずかですけれども、減少しております。国は、2010年には、家庭ごみの最終処分を埋立てで640万トン、平成9年と比較しても約半分ぐらいにするという計画を持っているのです。ごみを減らすという計画なのです。小樽市もごみを減らしましたけれども、今後もどんどん経年的にごみを減量する計画を遂行しながら、焼却の規模をどれぐらいにするかというのは非常に難しい。現在進行形で減っていくごみの、どこを判断してどれぐらいの規模にするのか、これはどうやってお決めになるのでしょうか。

○（環境）金田副参事

焼却の規模の設定の関係なのですけれども、規模を決める場合におきましては、6市町村の将来人口の予測、そ

れで、だいたい1人当たりのごみの排出量というのが出てきますので、人口がどういう形で推移するか、それも一つのポイントであります。それから、今後、一般家庭や事業所における資源化リサイクルが相当程度進むだろうということでの可燃物の減量予測です。また、計画した時点の量ではなくて、供用開始以降、5年ないし7年後のごみの減量化を見込んだ段階での規模、こういう形を勘案しながら決定されていく、こういうふうを考えます。

○中島委員

端的に言えば、大型炉で24時間燃やしていくわけです。ごみが足りなくなったとき、一定の温度を保つということとは難しくなるわけです。ダイオキシンのために800度以上の温度を保つ、だから24時間連続で燃やすのだとおっしゃっていましたが、そうなったときにどういうふうになるのかなと。ごみ減量の政策が進んで、焼却炉に入れるごみが足りなくなったときは、どうなるのでしょうか。

○（環境）金田副参事

将来的に、どの程度の時期に、例えば今の252トンで計画している、復活したときのごみを24時間燃やせる量がなくなるかというのは、ちょっとあれなんですけれども、計画段階では、常時休養するといいますか、そういったような過大施設はつくらない。それからもう一つは、焼却が追いつかない、燃やしても燃やしてもごみが余る、可燃物が余る、こういうことがないような、過少施設にならないような形でつくっていかなければならないと思っております。

基本計画では84トンの炉を3炉というふうになってございますので、将来、委員がご指摘のように、ずっとごみの量が減ったということになりました段階では、同じように炉も古くなるわけですから、例えば、補修期間とか設備の改造が必要になってくるでございましょうし、そういう面では、1炉は補修、改良の専用にするだとか、2炉で運転するだとか、もっともっと少なくなれば1炉でやっていく、そういう形の対応になるのではなかろうか、こういうふうに思っております。

○中島委員

施設にもお金がかかるわけですから、そういう見通しがありながらつくらざるをえないということは、大きな矛盾だと私は思います。

あわせて、余熱利用については、ごみ量の確保が前提になるわけですから、非常に慎重にすべきだと思います。同じような理由で、ごみの減量に成功して、エネルギー源としてのごみが確保できなくなったときに、その余熱利用で市内の皆さんにさまざまな約束をして、不履行になる可能性もある。これについては慎重に対応すべきだと私は思っています。いかがですか。

○環境部長

余熱利用については、先般からいろいろとご議論をいただいておりますけれども、そのときも申し上げましたが、余熱、要するに熱、発電等々がどの程度出るかということが、まだ現時点ではわかっていませんので、どういう活用ができるかということもまだお答えできるような状況ではありません。もちろん、将来的に余熱、発電等々で利用できるかどうかということは視野に入れながら、地元の人方といろいろな議論をしなければならないとは思っています。そういう意味では、広域連合の方で、どういった施設の構想を立てて、どういった余熱状況が出るかによって、地域の人方と協議をして、こういうふうにやろうやと言ったものが途中でとんざすることのないようなもの、こういうものを考えていくものかと考えております。

○中島委員

最後に、ごみの問題で、これも全国の報告ですけれども、1980年のごみ処理費用というのは、1兆1,200億円、1998年には、8年間で2.4倍になっているそうです。その間、ごみの増加がどれぐらいかというと、1.17倍ですから、ごみの増加に比べて、処理経費が非常に増大しているということが大変特徴的だと報告されております。これは政府の統計です。こういうわけで、ごみを処理するための費用が過大にならないようにすることは、すごく重要

だと思いますけれども、広域連合を立ち上げることによって、小樽市のこれまでのごみ行政で、経費はどこが減るのか、少なくなる部分というのはあるのでしょうか。

○（環境）金田副参事

広域連合で新しい施設をするとなれば、焼却処理施設とリサイクル施設、破碎施設はもともとございませんけれども、その分の費用は、現在でいけば、今現在は稼働していないので、13年度予算の中で焼却するための経費はございませんでしたけれども、従前までは、目で焼却場費という項目があって、それに運転、補修点検するとか、そういった費用がありましたので、その部分が新しいところに行く形になるかなと。

それから、リサイクル施設でいきますと、今、天神町のリサイクルセンターで実際に稼働していますので、その分の経費が行くということになるのかというふうに考えております。

○中島委員

数字で言ってください。リサイクルの方は幾らぐらいですか。それから、天神の焼却炉は閉じましたけれども、これは幾らぐらいの年間予算になっていましたか。

○（環境）管理課長

ただいまのリサイクルセンターと焼却場費の関係でございますけれども、14年度、今議会上げてございます予算額で申し上げますと、リサイクルの推進費関係では7,700万円ほど計上してございます。その金額になるかと思います。

あとは、焼却場の方は数字は押さえてございません。申しわけございません。

○中島委員

焼却の方は13年度で廃止で六千百数十万でしたが、リサイクルの7,700万円を合わせても1億3,000万円ですね。このお金は使わなくなるよということですが、広域化によって出していくお金は、西いぶり、渡島の運営費を見ても十数億というふうな形になっているのを見て、私は、財政難だと言っている小樽にとって、こういう推進は、果たして更に首を締める結果になるのではないかと強く検証したいと思います。

児童扶養手当について

最後に、児童扶養手当について質問します。

今年度から、市の窓口業務として児童扶養手当を取り扱うこととなりますが、これまでは道段階の事業でございました。こういうふうになった経過と、今、小樽市で児童扶養手当を取り扱うとしたらどれぐらいの件数があるのか、お知らせください。

○（福祉）児童家庭課長

経過と対象ということでございますけれども、経過といたしましては、平成11年7月に地方分権一括法が決まりまして、同年12月8日に厚生省分権一括政令が制定され、12年4月1日付けで、この法と政令が施行され、14年8月付けで道より小樽市に移譲されるということになったものであります。

対象についてでございますが、14年2月5日現在で調査しておりまして、それによりますと、資格者数ということで1,645人おりますけれども、そのうち、全部支給というのが1,306人で、一部支給が187人、支給停止が152人という状況になっております。

○中島委員

今、国会では、児童扶養手当の改正ということが提案されて、議論になっております。この主な内容についてお知らせください。

○（福祉）児童家庭課長

子どもは新聞報道で先日見たのですが、それによりますと、12日の閣議決定で受給開始から5年以降は減額する、それから、父親からの養育費について母の所得に算入する、そして、母が正当な理由なくして求職活動をしな

かった場合、手当等の支給を停止又は削減できるというのが大きなものということで、3点載ってありました。

ただ、私どもが知りえている14年度の内容についてでございますけれども、それによりますと、所得限度額が引き下げられ、しかし、一部支給については引き上げられておりますが、基本的には引き下げられております。それと、一部支給の支給額が細かく設定されている。それで、父親からの養育費を母の所得に含めるという内容を聞いているところでありまして、支給期間の見直し等については、15年度から実施ということで聞いているところでございます。

○中島委員

児童扶養手当は、とりわけ母子家庭などの方々が4万数千円、一部支給でも2万数千円という形で、かなり生活を助ける大きな収入になっている中身です。これまでは、扶養関係がある父親からのお金は子どもに対する収入ということで、お母さんの所得には入っていませんでした。でも、入れると。今言ったように、かなり大幅な支給削減の内容であります。

国会での政府答弁では、年間360億円の削減、減額対象数は33万になる、こういう答弁があります。小樽市では、さきほど支給停止150人とおっしゃっていましたが、もしこの制度が改悪されたならば、かなり大きな影響を与えることになるのではないかと思います、見直しはどうでしょうか。

○（福祉）児童家庭課長

私はさきほど14年の改正ということで、私が知りえているということでお話をしたいと思いますけれども、それによりますと、所得制限が、一部支給の場合、現行収入ということで母親と子ども1人の場合なのですが、その収入として、これまで300万未満ということが365万未満ということで、65万円が逆に引上げになる、そういうことがあります。逆に、支給停止については、2月現在の数字の152人というふうになっているのですが、それが136人ということで、一部支給の方へ16人が移行するといいますが、そういう状況になっています。

ただ、これまで全部支給ということであったものが、一部支給というふうになる方がいまして、それは全部支給のうち276人が一部支給ということになりまして、今までの一部支給の人数が相当膨らんでくる、そういう状況になっております。

○中島委員

実際には、母子家庭の方々の状況というのは大変深刻なものがあります。1月下旬に、母子家庭のお母さんたちの団体、市民グループ・マザーズフォーラムとか、ハンド・イン・ハンド、母子家庭共和国の三者の共催で反対集会が開かれて、国会議員の女性の方々が超党派でたくさん参加されましたという話が報告されております。

そこでお話しになった事例ですけれども、31歳の2人の子どもを持った女性ですが、夫の暴力を逃れて、子どもを連れて逃げるように家を出たと。ようやくシェルターに入って保護を受けたわけですが、家を探しても、子どもとお母さんだけに、なかなか貸してくれない。ようやく家を見つけて、職業訓練を受けて、保母のパートとして働くようになって、時給が800円、月に10万円もらえるかどうかの生活だと。このうち、家賃が6万円引かれて、児童扶養手当4万数千円が大きな生活源なのです。こういう方々の生活を援助するのではなく、削減する方向の改悪案には、とうてい賛成できませんし、小樽の市民の方も、全部支給から半額になる一部支給が276人も増える、このことは決して納得できない、反対すべき中身だということを言って、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終了して、質疑を自民党に移します。

○前田委員

狂牛病について

狂牛病について、ちょっとお聞きをいたします。

最近、テレビ、新聞では、違う話題ですっかり影が薄くなってしまっておりますけれども、このことについて確認しておきたいこともあります。

まず、狂牛病というのは何ぞやということを、簡単でいいですけれども、説明してください。

○保健所長

狂牛病を説明するのは非常に難しいのですが、簡単にご説明いたします。

これは非常に難しい概念なのですが、プリオン病という種類に入る、そういう変わった、一種、異常たんぱくが原因の病気があるのですが、それは動物でいろいろわかっております。そして、人間でもわかる。人間でわかっている中の一つは、クロイツフェルト・ヤコブ病です。動物でもそういうのがわかっていて、それが狂牛病です。

そして、そういった狂牛病のお肉を食べると、クロイツフェルト・ヤコブ病に非常に似たものがあるのだということがわかったのは割と最近です。これはクロイツフェルト・ヤコブ病の亜系と言っています。ですから、両方とも、言ってみればプリオン病の一種で、異常たんぱくが原因で起きる病気でございます。狂牛病は牛の方で、クロイツフェルト・ヤコブ病は人間で、その間に非常に似た組織があるということで、因果関係がある、簡単に言えばそういうことです。

○前田委員

先生は簡単に話されましたが、議事録を後から読みます。

先日、市内で、狂牛病、BSEの説明会というのか、講演というのか、あったやに聞いております。この中身は、どういう講演内容で、どういう話合いや質問があったのか。当然、行っていますよね。

○（保健所）生活衛生課長

先日、小樽で開かれた講演につきましては、狂牛病の関係の経過、それから予防方法だとか、そういったものに関連する情報の提供ということでの講演がありまして、帯広畜産大学の先生が講演をされております。

○前田委員

それで、狂牛病の発生件数と、年月日というより、年は去年だから、月日をちょっと教えてください。

それから、保健所の方から来ている一つの資料の中には、9月10日というのがありますね。これはちょうど真ん中でしたか。どうでしたか。この前にあって、この後にもあったのですか。その辺はどうなのですか。

○保健所長

それは1例目だと思います。その後、たしか2例、10月でしたか、12月でしたか、ちょっと記憶が定かではありません。

○前田委員

ということは、その後に、13年9月26日付けでややこしい文章がおたくの方から出ていますね。1頭目で、これが9月26日にあったのかな、2頭目が出て9月26日の話が出てきたのかなということでちょっと確認したかったのだ、それで日付が知れたかったのです。

それはそれでよろしいです。今、私が種明かしをしてしまったのでね。

それで、この中身は、ちょっと読むと、9月25日、市立小樽第二病院の佐藤院長から後志管内の酪農家がクロイツフェルト・ヤコブ病と診断された旨の報告があったので、ここに報告いたしますうんぬんと書かれているのですよ。問題は何かというと、酪農家であったということが問題だったので、このことについてお聞きをしたいなと思ったのです。

それで、ここの部分までのことで何か説明していただければと思います。

○保健所長

これは、いきさつがちょっとありまして、クロイツフェルト・ヤコブ病は、さきほども言ったことで、狂牛病と

イコールではないですけども、牛の方と非常に似ているということで話題になっています。しかし、ほとんど日本にはなくて、酪農家の場合も、狂牛病とは関係のないクロイツフェルト・ヤコブ病だったのですけれども、新聞記者の方が、夜中に取材に来たりして、新聞に載るなというような動きがかなりあったので、新聞に載ったときのことを考えまして、そういうのがあったと。しかし、これは、報道機関も、酪農家、牛を飼っているところの人間がそういうことで、非常に興味を持たれて、報道される可能性がかなりあって、実際にだいが後から、週刊誌でしたか、読売かなにかに出たと思いますけれども、狂牛病とは全く異質なクロイツフェルト・ヤコブ病です。そういう取材がいろいろ第二病院でもあったりしましたけれども、それで、新聞に出たときのことを考えまして、そういうものを資料として、たしかお持ちしたと記憶しております。

○前田委員

そういうデリケートというか、プライバシーというか、そういう問題があったので、これは、日程的に言えば、私も興味があったので4定で質問できたのだけれども、今言うように、いろいろな尾ひれが付いたのでは、いろいろ騒がしくなりますので、しませんでした。しませんでしたけれども、ここへ来て落ち着いているような状況なので、ちょっと質問しているところなのです。

それで、この患者さんが酪農家であったということで、ここまで書いているものを見ると、離農されて2年ということであった。こういう症状で、このことが原因だったとするならば、潜伏期間というのは、どういうつじつまになるのですか。

○保健所長

確認のためにもう一度申し上げますけれども、狂牛病とは全然関係のないクロイツフェルト・ヤコブ病であります。

ですから、それが酪農家であったと。そして離農してどうのこうのというのは、そういったことで報道機関の方で結びつけて、その話題というか、狂牛病とかなり近いクロイツフェルト・ヤコブ病ではないかと質問されたものですから、内容的にその酪農家は離農しているというようなことを書いたのです。ですから、本来のクロイツフェルト・ヤコブ病の潜伏期間はわかりません。本来の人間のクロイツフェルト・ヤコブ病の原因はまだわかっていないのです。その一部分が分離して狂牛病と言われていますけれども、大多数のクロイツフェルト・ヤコブ病は原因がわからない、要するに難病と。この方の場合も、そういう原因がはっきりしないクロイツフェルト・ヤコブ病ですから、潜伏期間がどのくらいとか、原因は何であるということはわかりません。

○前田委員

ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、所長の最初の説明の中に症状の説明が入っていましたか。

○保健所長

牛の狂牛病とクロイツフェルト・ヤコブ病というのは、ある意味では病気としては全体では同じ病気に入りますから、症状的には非常に似た部分があります。ただ、人間と牛ですから、具体的な症状は違います。神経症状が出るとか、いろいろなことがあります。もう一つは、脳の組織の上で非常に似た部分がある。大きな意味では一つの病気の中に入るのでございますけれども、その間には明らかな違いというのが病理学の上であります。ですから、日本の大多数、ほとんどのクロイツフェルト・ヤコブ病というのは、いわゆる狂牛病由来のヤコブ病とは違うものです。ですから、今回の酪農家の場合も、狂牛病とは全然関係のない原因不明のクロイツフェルト・ヤコブ病というふうに診断されました。

○前田委員

先生が間違いなく、信じているというのですから、私は素人ですから、違うと考える何物もありませんけれども。

私がいいただいた資料は、26日が初だということですが、1頭目のときに基づいて出たものだと今おっしゃられて、私も確認しました。

それで、その下に何点か書かれているのですけれども、この後に2頭、3頭と出てきたわけです。それでもって、それにまつわる問題がたくさん出てきたのです。それで、一生懸命調査して報告されたのだろうと思いますから、その点は私は敬意を表します。

しかし、ここに書かれている飼料の関係、飼料には現在問題となっている欧州産の肉骨粉が使用されていないとか、家族から聞き取り調査をして確認したとなっているけれども、2頭、3頭出て、ずっと出てきたときに、飼料会社がどういうことになっていたかということはあるわけですよ。骨粉を単品でやるのは骨粉でわかりますけれども、粉碎されて飼料の中に入ってしまうと、酪農家は、プロだって、毎日いじっている人だってわからないと言うのだから、実際問題は。それが、1頭目のときに確認されたというのだから、相当な眼力だなと僕は思うのですけれども、これはどなたが調査されてこういうふうにとまとめられたのですか。

○保健所長

今でもそうですけれども、その時点では、なぜ牛の狂牛病が発生したかということで、欧州産の肉骨粉由来で日本の狂牛病が発生したという事実があります。

この患者さんの場合は、発生年齢とか、そういうものから狂牛病に関係したクロイツフェルト・ヤコブ病とは全く違う種類のものだ、これは明らかです。そこで、あえて狂牛病に関連はしていないという状況を説明するために、その当時調べてみたら、その酪農家のところには、狂牛病の牛がいたのかどうかということで、そういう問題となって、飼料は使っていた、そういうことです。

ですから、その酪農家からクロイツフェルト・ヤコブ病が発生したと。それでは、クロイツフェルト・ヤコブ病は、そこにいた牛と関連があるのかという問題が一つ。その牛には狂牛病はいなかった。更に、一つの証拠として、そこでは狂牛病を起こす英国産の肉骨粉は使っていなかった。さらに、その酪農家の下には、その時点で牛はいなかった。その当時として、非常に重要であった、狂牛病に関連して非常に重要であった項目を、そういった要素がすべてないのだということで、そういう報告書を書きました。

○前田委員

だから、この時点でこれだけのことを言い切って、よく書けたなと僕は思ったのです。今でも思っています、すごいなと。これは、素人だから変な聞き方をするけれども、伝染病とか、そういうのは、今の部分でもならないのか、どうなのですか。

○保健所長

申しわけありません。これは全部僕が書きました。ですから、もし問題というか、わからない点がありましたら、後ほど説明します。

今のご指摘の点では、これは伝染病とか、そういったものではありません。人間の場合のクロイツフェルト・ヤコブ病というのは難病指定されていますけれども、人から人へうつるとか、そういったものではありません。現に、北海道では二、三年に一、二例の発生頻度で、全国的にも年十数例ぐらい程度です。ですから、狂牛病がなぜ問題かということ、我々牛肉を食べている人間が、肉を食べることでうつる可能性があることがイギリスでわかった。それで、非常にパニックになって、その後、話題になったわけです。これまで、肉を食べることで動物の病気がうつるなどということはなかったのですけれども、新しい病気が見つかって、国も大変苦慮したと。それがどういう状態のときにうつるのか、いろいろ新しい事実があって、非常に話題性があったということです。

ですから、僕もいろいろ説明するのはなかなか難しい面がありますが、ここに書いているのは決して特殊なことではなくて、ある程度、きちっと科学的に書いたつもりですけれども、もし文献があったら、資料なども、今はありませんけれども、そういうことです。

○前田委員

私も1次産業の出身というか、生まれですから、肉だとか、牛にしたって豚にしたってそうですけれども、やは

り、昔の人というのは、自分のところで屠殺というか、自家用でと殺して、何らかの理由で食べているということは当然考えられるのです、はっきり言って。鶏や綿羊や豚のたぐいだって当然食べているでしょうし、牛や馬だっ場合によっては食べているわけです。だから、私は素人だったので、そういう部分で、これはまさか、そういうものを食べてこうなったのかなとも思ったし、今の飼料の問題についても、後から新聞、テレビでも見ればわかるとおり、使っていないと言っていた飼料会社が使っていたり、いろいろ出てきたので、今こうやって聞いているのです。

だから、1頭目のときにまとめて書いたものなのかなと、そう言っていましたから。それだったら、相当言い切ってるし、問題ないとも言っているし、これが間違っていたら大変なことになっていたかなというような気もしたので、そういうことで今聞いたわけであります。

このことについては、患者さんを含めて、病理機関というのですか、道の医療機関というか、そういった部分については報告されているのですか。

○保健所長

難病指定になっておりまして、当然、道、国の方で集計しており、調査研究対象となっている病気ですから、そうになっております。

○前田委員

その際に、何か指示というか、調査というか、そのようなものはありましたか。

○保健所長

それは特別ありません。これは、多分、病院側から難病指定の疾患が診断されたときに書類を書きますから、そこでこの病気の発生原因、年齢など、いろいろ書く項目があって、そういう書類が出されています。

更に言いますと、日本のクロイツフェルト・ヤコブ病は、これまでは高齢者なのですけれども、狂牛病のお肉を食べてなるというクロイツフェルト・ヤコブ病、亜系というんですけれども、若年に起きるということで、年齢に明らかな違いがあるのです。だから、その部分で非常に似た部分があって、関連があるのかということで、因果関係も含めて、数年間いろいろな論議が相当に行われてきまして、ある程度解決を見ているのですけれども、まだちょっとわからない面があるのは確かです。

○前田委員

私が書きましたということですので、私は優しいのでこれ以上は聞きませんけれども、こういった問題は、一歩間違えるとまた大変なことになるということもあります。今後、世の中は何が起きるかわからないし、小樽市でどのようなことができるか想像もつきませんけれども、やはり、このようなことが起きた場合は、こういうものを出す場合は、相当に慎重を期して調査をして、ある程度見極めて、言い切るような文章ではなく、考えて出していたきたい、このように思いますが、いかがですか。

これで最後にします。

○保健所長

お答えします。今後、慎重に検討します。

そんなに詳細に書いたつもりはなくて、あくまでも一般論で書いております。新聞に載るということで、夜中に新聞記者が来てそういうことを聞かれたりしたものですから、出るのはほぼ間違いのないと思って、そして、その後、電話で取材がありまして、違うのだよと、クロイツフェルト・ヤコブ病は狂牛病と違うのだよと説明したら、ほかの報道機関もかなりわかって、結局、記事にならなかったのです。ただ、その時点では、夜中に加えて、朝の新聞に出る可能性があったものですから、そうすると、このあたりはパニックになったら困るということでつくったものです。その辺では、ちょっと唐突だったかなと思っています。

○前田委員

こう見ると、私も市民ですけども、市会議員のバッチをつけていると、いろいろな嫌な見方というか、違う観点で見ていくといろいろな想像がわいてくるのです。そういったことで、私なりに質問をさせていただきました。

終わります。

○委員長

自民党の質疑を終了し、質疑を市民クラブに移します。

○斉藤（裕）委員

やすらぎ荘等の移譲計画について

まず最初に、報告のありましたやすらぎ荘等の移譲計画についてお尋ねします。

100個の個室とおっしゃっていましたね。新たにつくられるものは、100個ですよ、個室ですよ、個室の占有面積はどれぐらいなのですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

特別養護老人ホームを改築した場合の1室でしょうか。

○斉藤（裕）委員

個室にするのだから、1室ですよ。1人当たりの占有面積。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

だいたい8畳程度と聞いております。13平米ぐらいです。

○斉藤（裕）委員

そうすると、併設施設でショートステイ15、支援センター、地域交流スペース、こういうことなのですけども、ちょっとイメージがわからないのですけれども、それは、この地下1階地上3階の中に組み込まれるのですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

施設整備計画はこれからでございまして、あくまでも移譲の上で、改築する上で考えられるといいましょうか、そういう形で今いろいろやっているところです。そういう中で、おおむね、今、ケアユニットと言いまして、個室が15ぐらい集まって一つのスペースといいましょうか、そういう小単位のケアをするという形で、これから新しい特養のスタイルということで、今のところ、本格的なものはまだ道内でも出ておりませんが、一部、ケアユニット的な形のは出ています。そういう中で、今、そういう整備をしたいと。それからいきますと、今、おおむねの、粗々の計画といいましょうか、そういう中では、さきほどお示した計画にあります地上1階部分は、高さといいますか、建物の関係で、改築するときに、どうしても、今、居る方々をどかさすわけにはいきませんので、横に建てて、出来上がって移して、今あるところを取り壊すという形になります。そういう形ですので、今ある部分がちょっと高くなっていますので、その横で、低い部分を「地下」という表現をとっております。そういう中で地上3階の建物でいけるかなということで、今考えております。

○斉藤（裕）委員

おっしゃっている計画は、報告の内容はわかるのですけれども、具体的にイメージがわからないというところがあります。というのは、私は、デイと本体について、住宅地図を上から眺めると、これはどうやって配置するのかなという気がします。おっしゃったように、今施設を利用している方たちはそのままなのだから、どこに配置して、そして、建てた後に移すよと。そうすると、建物と、今あるデイの方との間がすぼんとあいてしまう、配置としてですね。そうすると、地域交流スペースとショートステイというのはそこに入ってくるのかな、これは建物が三つになるのかな、こういうようなイメージがわからないのですよ。

今、ケアユニットと、15人単位がいいとか、10人程度のユニットがいいだとか、それが一番採算に合うのだとかいろいろ言っていますが、それはそれで福祉法人のやられることだからいいのですが、その全体の絵姿を

イメージできないままに市有財産を移譲するというのはどうなのかなと思うのです。こういうものが出来ます、だから譲ってほしいのですということだったらわかるけれども、何が出来るかわからない、併設施設の関係なんて、特にわからないのですが、この部分はどこまで話が詰められているのですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

今現在、粗々の基本設計といいましょうか、そういう形の中で、後志支庁とも今やっている最中でございまして、そういう中では、基本的に、今言いましたように、横に建てまして、そして今、現在あるのは、特養とデイサービスがくっついた形の併設になっております。したがって、出来た段階で、当然、特養を移しまして、地下の部分でデイサービスと通路で結ぶ。デイサービスと新しい特養とを通路で結んで、特養の部分だけ取り壊すというような形になろうかなと思います。今、後志と協議している部分の粗々のところは、私どもも承知しておりますので、またそこら辺の部分でお見せできることはあろうかと思えます。

あとは、併設するショートステイの部分は、まず一つ、ショートステイの部分は、特養のユニットケアの中で網羅されているということと、地域交流スペースは、特養の施設の一部の中に地域交流スペースを併設して、それを地域に開放していく、どちらかといえば多目的な要素を持ったスペースでございます。

○斉藤（裕）委員

それならなおさら、基本計画を見せてもらわなければだめだ。なぜかという、今のショートステイの方を特養の本体に組み込むというのは、同じこまを15個増やせばいいだけの話なのです。そして、図面上で指定すれば後志支庁はいいと言いますよ。

それともう一つ、地域交流スペースというのは、地域開放しますということなのですが、一般的には、福祉施設の建物の豪華な、例えば、エントランスの広い部分だとか、ちょっときらびやかなつくりにする、あずましくつくる、ホテルコストの部分なのです。だから、それも図面指定で、ここが地域開放スペースですよ、いすを並べてどうぞご自由にと行ってしまったら、地域交流スペースをやっていることになってしまうのです。ですから、建物の構造上、本当に地域スペースはこうですよと、壁とドアで区切ってやっているものなのか、ロビーのここは、地域交流しているのだということをやっているものなのか、その辺を見極めたいと思うのです。

なぜかという、こういう立派なことをやるのだと。やるから市の財産を無償譲渡してくださいと言っているわけだから、これが、何か知らないけれども、我々がイメージしているものと違っていたとするならば、これは簡単に結論を出せない、こう思うのですけれども、その辺は確認されていますか。

○（福祉）高齢社会対策室長

今、あくまでもそういうものが認められるかどうかということで、後志と粗々の協議をしている最中でございますので、とりあえず前段の部分での話はできると思いますが、まだこれから十分変わりうる要素はあると思いますので、そのことだけはご理解いただきたいと思えます。

○斉藤（裕）委員

それでは、これの可否判断というのは、全体像が明らかになってからということになりますね。

○（福祉）高齢社会対策室長

あくまでも、この部分は、改築に当たって、やすらぎ荘がみずからやるに当たって、移譲しなければ、実質的にそういうものもこれから具体的にないかないと。そういう意味で、私どもは、当然、改築に当たっての国の条件なり道の条件はこれからの議論でございますので、何といいましょうか、当然、そのことの事前のやりとりの中で、粗々のことは言えると思うのですけれども、認められるかどうかはまた別の次元かなというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

それは我々だって同じです。この問題は、よくよく考えてみると、小樽市として財政的な支出というのは、借金

の残っている部分を分割して払っていくということだけなのです。将来的な建物の維持管理であるとか、管理者としての義務だとか、そういうことを考えれば、移譲してもいいのかな、移譲も一つの方法であるということは私も認めます。

しかし、今回、新しい方のデイというのは、デイの建物の方は、やはり、余りにも新し過ぎるから、委託方式なわけでしょう。もともとの発端は委託方式だったわけだから、小樽市としては、そのサービスの内容について否認する立場にあったわけです。しかし、介護保険が導入されて、介護業者として福祉事業をやっている社会福祉法人に対して、建物を上げてしまったら、もう小樽市としては、もの申す権限はないと思いますよ。そうは思いませんか。

○（福祉）高齢社会対策室長

移譲に当たっての条件は、それなりにといいたいでしょうか、当然、いろいろな補助金をもらっている施設でございますので、移譲に当たってのそこら辺の制約、それから、やるに当たってのいろいろな条件、こういうものも出てまいりますし、当然、国、道の承認を得るに当たって、市町村での意見というものも十分取り入れられるわけでございますので、そこら辺は、私ども市の意見が完全に通らないということはないわけでございます。この辺はご理解をいただければと思います。

○斉藤（裕）委員

いやいや、建物の方は、新しくつくる方はいいです。今のデイサービスを行っている建物を差し上げますよと。今までは委託でした。振出しは委託。でも、介護事業者になった後は、今度は建物を貸している大屋さんという立場があった。だから、そこで接点があったわけです。相手は民間ですからね。社会福祉法人は民間ですからね。そして、財産を完全に移管してしまったら、言う立場はないではないですか。福祉法人の監査は、小樽市が持っているわけではないでしょう。支庁と市町村の協議が出てきますが、建ててしまったらデイの内容にものを申す立場になるのですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

さきほどの課長の報告の中で、平成11年3月の移譲に当たっての簡易な財産処分の手続、通達の手続、こういうものを経るわけですが、その中で、当然、移譲に当たっては、補助金をいただいていた施設でございますので、承認の時点でいろいろな条件が出てまいりますし、今後の使用についても、従来使っている施設そのものを利用することが前提でこの通達が成り立ってございますので、そこら辺の条件もついてまいりますし、そこら辺のご心配はないのではないかとこのように考えております。

○斉藤（裕）委員

サービス低下をどうやって予見できるのですか。

確認しますけれども、小樽市として1億3,000万円ぐらいの借金払いというのはこれから引き受けていきますよと。その理由についても、説明を事前に受けましたから、それはいいです。けれども、新築に関しては支出や何かはないのでしょうか。新しくリニューアルして建て替えるのでしょうか。それに対して小樽市として支出がないのだったら、こんないいことはないのではないですか。ですから、財政的な損というのは、余らないと判断できますよ。

けれども、今、新しく建て替えられると社会福祉法人が言っている内容がわからないのに、まず上げることを先に決めるというのはおかしいのではないですか。違いますか。

○（福祉）高齢社会対策室長

とにかく、建てる側にしますと、まず市から譲り受けないことには、設置主体になりえないということがあるわけです。そういう中で、当然、改築に当たって、譲り受ける側からしますと、基本的に、なぜ譲り受けるかといいますと、改築をして、それに合わせていろいろなケアの強化を図っていききたい、こういうことで考えているわけです。したがって、建て直すことも、ある意味で国なり道なりの補助の前提といいたいでしょうか、そういうもののめど

がある程度立たなければなかなかそういう形にはならない。そういう中で、私どもは並行しながら進めているわけでございます。したがって、そういう中で国の補助の粗々の方向性といいたいまいしょうか、そういうものがある程度見えた段階での、こういう移譲手続を進める作業に、今、入っているわけです。

ただ、国の補助を受けるにしても、まだ計画の途中でございますので、粗々のお話はできますけれども、まだ固まったような状態ではない。ただ、粗々のものは、さきほど来お話をしていますとおり、それはお示しできると。

○齊藤（裕）委員

これで余り時間をとりたくないのですけれども、ごめんなさい、一つ説明不足でした。デイの部分と今の本体の部分の老朽化した部分、先に老朽化した部分を立ち上げたらどうですか。それだったら、施設を建てる、建てないに全く支障はないわけです。

そして、一括返還をやらないのです。今は二つ差し上げると言っているわけだから、今、さしあたって国とのやりとりであるとか、社会福祉法人として道と協議しなければならない部分があるはずだから、それは、今利用している建物、デイサービス以外の部分はいいですよと、まず1回示したっていいのではないですか。それは、機能が移るだけの話なのだから。

○（福祉）高齢社会対策室長

たぶん、やすらぎの方とデイの方をばらばらにして、やすらぎだけ移譲した方がいいのではないのでしょうかというご意見だと思いますが、実際、育成院の方から要望が出てきたのは、あくまでもやすらぎを譲り受けたい、こういうことでありまして、私どもはそういうことで、後志等といろいろ協議をしてきた経緯がございます。そういう中で、後志の方から、あの建物は、そもそも給食設備といいたいまいしょうか、調理場が実はデイの方にはございません。それから、今、一緒にくっついているものを切り離してしまうのですが、やはり、単体ではなかなか、そういう面では使いづらい部分もありますし、公と民がそういう形で一緒にくっつくのは、非常に将来的に禍根を残すので、できれば一緒に譲渡した方がいいのではないのでしょうかというアドバイスを受けた経緯がございます。そういう中で、私どもはできるかどうか、後志と協議しながら、現在の、一緒にやるという方向で判断したということでございます。

○齊藤（裕）委員

何が禍根を残すのか。差し上げます、もらいますというところでけんかにならないではないですか。そして、もととやすらぎの方を譲り受けたいと、それは検討すればいいではないですか、財源的にも余り影響がないのだから。ご自分でやられる部分を、ありがとうございますと差し上げればいいのですから、即判断できますよ。

しかし、デイサービスの方は、実はまだ給食の配食サービスが提供できないのだということであれば、わずか5年ぐらい前につくったものが、実は給食設備がないのですという話は、そもそも設置したときが誤りではなかったかと言いたくなりますよ。そう思いませんか。その方がおかしいのではないか。単体で成立しないものがあれしてしまうというのは、おかしいというふうに判断せざるを得なくなりますよ。

だから、とりあえず、道がそこまで口を出しますか。両方やった方がいいよなんて言いますか。それは、社会福祉法人に対して、要望どおりのものをまずこたえてあげればいいではないですか。だって、1億3,000万の借金が残るのですよ。そこは、我々議員としても、本当にいいのかということは真剣に考えなければならない。けれども、片方で社会福祉法人が、自前の金で、小樽市の財政負担に頼らないで新築してくださる、これは入居者のサービスが向上するわけですから、そういう意味合いで1億3,000万円を払い続けてもいいのではないかと、こういう判断を皆さんされるはずですよ。これはちょっとあいまい過ぎると思いませんか。

それと、もう一つ確認しておきますけれども、建物を改修するときには、小樽市から財政的な支援というのは、しないのですね。考えていないのですね。

○（福祉）高齢社会対策室長

1点目の建物的に建設したときの設備に問題があるのではないかと、こういうお話ですけれども、当時、平成8年の施設なものですから、当然、特養に併設する中では、特養の施設を利用してというようなこともありまして、建て方としては特に問題になったわけではありません。当然、基準を満たしながら、そういうことでいいのではないかとという判断で建てた経緯があると思いますが、その後、介護保険制度に移行する中で、また違った要素が出てきたのかなというふうに考えております。

それから、改築に当たっての補助関係でございますけれども、従来、小樽市としては、民間で設置なり改築する場合については、補助を入れてきた経緯がございます。具体的なものはまだあれしているわけではありませんけれども、当然、従来のことも意識しながら判断していかなければならないのかなというふうには考えております。

なお、改築の経費ですが、おおむね十五、六億くらいと言われております。したがって、補助制度が国の方も、ちょっと変わるといふふうになっていまして、粗々ですけれども、従来は75%ぐらい出ていたわけですが、多分、そのうちの五、六億ぐらいが国、道の補助金です。したがって、例えば、市が継続して持って肩代わりするとしたら、10億前後の経費が設置者負担ということになるわけです。

そんなことも配慮しながら、今後、考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○斉藤（裕）委員

お金を出す気でのいますか、建替えについて。昔は规则的にトータルで75%になる中で、市町村も分担しました。2分の1、4分の1、4分の1とやってきましたね。けれども、今は、社会福祉法人が民間と肩を並べて事業を、それこそ代表質問で申し上げましたが、公設民営ですよ。その委託先としては社会福祉法人しかなかったわけです。

ところが、民間事業者も含めて、すそ野が広がっていくというのは流れです。今までのように、社会福祉法人がやる事業だからといって、市が金を出していくなどということは、これは財政的にできないと思いますよ。今の段階で確認しますよ、これは。皆さんが、改築の場合には、そこにお金、補助金を出すのだという考え、発想の下にこの話を持ち出してくるのだったら、もっと詳しく調べなければならないですよ。債務負担を1回やったら、何年間にわたって、利子補給だけだってどれぐらいになりますか。1回決めてしまったら10年とか15年ですよ。これはどうなのですか、はっきり教えてください。

○福祉部長

2月に財政健全化の緊急対策会議というのが開催されまして、この中で、取り組むべき課題として、補助金だと扶助費等が15年度予算に向けた取組として入っておりますので、この中で、今後の施設整備の在り方というものを考えていきたいというふうに考えています。

○斉藤（裕）委員

あやふやなことを言わないで、これは委員会なので、具体的なことでいいのです。今、小樽市には、特養ではないけれども、養護施設や何かの系統もありますでしょう、社会福祉法人のやっていくものとして。そういうところに金はつけないということは、正式回答をしているわけでしょう。新規に建てようとする人たちには、当てにしてくれないでくれということになって、わかりました、自己資金調達しますと言っているわけですよ。まさか、ここに特別枠で金をつけるという話にはならないでしょう。差別化ができない。それこそ議会三役があられるのだから、ありきの話はだめですよ。

以前、望海荘のときもそうでしたよ。債務負担行為を頭出しして、1年間の債務負担行為をやってしまったら十何年間が決まってしまうということ、議会に報告しないでやったでしょう。それは皆さんではないからいいけれども、追認みたいな形になってしまいますよ、我々は。

今考えているのか、考えていないのか、部長としてはどうなのか、そこをはっきり教えてください。要請があるのかも含めて。

○福祉部長

繰り返すようにすけれども、新たに緊急の対策会議の中で、15年度予算に向けた取組として施設整備の補助金、扶助費、こういうものを15年度予算に向けて考えるということになっておりますので、その中で考えていきたいというふうに思っています。

○斉藤（裕）委員

15年度に補助金をつけるということですか、それは。それはあいまいにしないでください。どちらなのか。これは大きな問題で、100万とか200万の話ではないでしょう、これは。

○福祉部長

今の時点でどちらかということのお尋ねですけれども、今後、この中で考えていくべき事項であって、今お示しできるようなことではないというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

本当はね、環境部のお話だったのですよね、私としてはね。部長、ちょっとおかしいよ。だれか、厚生の委員の中で、そういう話を聞いている人はおられますか。何かこのペーパーだけを読んだら、民間のお金を使って新しく改築して、今は財政難だから小樽市ができない、低下しつつあるサービスというのを、民間が率先してサービスの質を上げてくださるというお話に見えますよ、これは。だから、1億3,000万円払っていても、それは補助金を出すことから考えたら、ありがとうございますということになるのではないですか。

ところが、1億3,000万円の借金は払い続けます、これを建てる時には補助金を出します、こういう話が裏にあるのだったら、全然、説明のニュアンスが違ってきますよ。そうじゃないですか。これを差し上げました、道と協議しました、国とも協議しました、いろいろな政府系の金融機関との資金繰りもできましたと。あとは小樽市さんだけです。小樽市さんは自分であれしてくださいよと。そんな話になったら、我々としては、上げてしまった後にそんな話を持ち出されて、どうするとなったら、認めざるを得ないような話になってくるのではないですか。部長の答弁だったら、歯切れが悪いですもの。つまり、もう内々で15年度に金をつけるという約束をしているのではないですか。

これは簡単なのですよ。道に問い合わせれば調査していくのですよ。そういうことをやったっていいわけですよ、本当は。

先方から、運営主体の社会福祉法人から、資金的な援助に対する要請はありましたか。あるのだったら、その資金規模はどのくらいですか。

○福祉部長

要請はございます。

ただ、市として出すのか出さないのか、そのあたりの確定的な結論を得ているわけではございません。

○斉藤（裕）委員

要請はあると。けれども、まだ決めていない。それは決めてないですよ、15年度の補助金の中で決定づけると言っているわけだから。

これは、よくないと思います。既成事実の積重ねだもの、これだったら。議会に対する説明責任だって、どういふものなのですかね。正々堂々とやればいいのではないですか。

恐らく、この報告を受けた我々議員は、そういうことは、たまたま、今議論で、要請があって15年度の補助金が動くなどという話が出てきたからいいけれども、このままだったら本当にわからなかったですよ。古くなった解体費、逆に解体費をよこせと言われたら、金を追い銭しなければならないものを、引き受けてくださる、引き受けて建ててくださるという話になって、美談だと。社会福祉法人は、ほかの事業者の方と変わらないのですよ。民間で小さくやられている、少人数でやられている方たちと育成院は同じ立場になったのですよ。それを、そこだけに、

施設を上げるわ、借金はそのまま小樽市で引き受けていくわ、新たに金をやるわ。そんな話に、なるのでしょうか、今の議論をしていったら、答弁を合わせていったら、そういうことなのでしょう。

これは、議会に対する説明不足ではないですか。ただ、これだけを出してきたというのは、言葉はちょっと乱暴かもしれませんが、議会をだまそうとしたのではないですか。どうせわからんべと、これをやってしまえば後戻りはできないのだと。非常に不愉快なのですから、説明不足を感じませんか。

○福祉部長

まだ、市としてどういう対応をするか、向こうから要望は来ておりますけれども、どうするのかという確定的な態度を決めているわけではございませんので、まだ不確定な部分ですので、結論についてはお話をしていないという状況でございます。

○斉藤（裕）委員

これは、休憩をとっていただきまして、理事会で協議していただきたいと思います。

その理由は、今の議論で、補助金セットのお話だったということが明らかになりました。要請があったと。しかも、その補助金というのは、出さないということだったら、それはこのまま進めてもいいのですけれども、どうも含みを残したような話です。しかも、今後のスケジュールには、この議会が終わってから、4月から5月で、もう財産処分の申請と承認をするとなっています。つまり、これが最後の厚生常任委員会みたいなもので、このままで我々が何の指摘もしなければ、恐らく、4月、5月の承認手続きがどんどん進んでいくと思うのです。その辺も含めて、私一人がこう言っているだけであって、各会派の理事の皆さんのご意見も聞きたいものですから、ぜひ休憩をお願いできませんか。

○委員長

けっこう時間もたっておりますし、そういう斉藤（裕）委員のお話もありますので、ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午後3時26分

再開 午後4時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

○斉藤（裕）委員

福祉部は、最近、社会福祉法人から補助金申請、補助金の願いを受けたことはありますか。

○福祉部長

施設設備に関する補助金交付申請について、今まで債務負担をとったとかの補助申請は受けておりますけれども、そのほかの新たな部分での補助の申請については記憶にございません。

○斉藤（裕）委員

身体障害者療護施設がありますね。これは、小樽市の中で、機能として特養よりも遅れている福祉機能です。この身体障害者療護施設に対して、設置の申出がある、幾つかの事業者が福祉部と交渉しているのではありませんか。また、交渉したのではないですか。

○（福祉）社会福祉課長

療護施設についてですけれども、おっしゃいますとおり、随分前から話はあったのですが、今年に入りましてから、市として建設をお願いするといいますか、一本化ができて、その方々とは、具体的な補助金の話は、申請段階といいますか、まだ法人ができていけませんので、法人の設立手続なり施設整備について、後志支庁との仲介を

している段階でございまして、具体的に補助金は幾らという段階ではありません。

○齊藤（裕）委員

小樽市に欠落した機能と言っていいと思うのですけれども、身体障害者の方たちの施設に対して、補助金を出す考えはありますか。

○福祉部次長

療護施設に対する補助金ですけれども、たしか、療護施設の志成会というところから要望がございまして、要望といいますが、建設したいという話がございました。できれば14年に建てたいというお話がございましたけれども、14年であれば期間的に難しいというお話がございまして、施設としてなるべく早く建てたい、法人からのそういう要請がありました。ただ、補助金につきましては、こういう厳しい財政状況でございますので、どうなるかわからないという、そういうお話を申し上げました。

○齊藤（裕）委員

どうなるかわからないではなくて、当てにしないでくれということを言ったのではないですか。実質的に、小樽市からの補助金がなくてもやる気があるのかなのかということ、志成会という団体もそうだし、ノマド福祉会にも同様のことを言っていないか。

○（福祉）社会福祉課長

補助金についてですけれども、ゼロといいますが、最悪といいますが、次長から今お話がありましたが、話し合いの中では、補助金は数年前の考え方ではできなくて、市の財政事情もお示しといいますが、理解をしていただいた中で、15年度のことですから、今からゼロというふうには言い切れないけれども、ゼロということになるかもしれないと、そういうつもりで資金計画を立ててくださいというお願いをしております。

○齊藤（裕）委員

なぜ今回の育成院だけ補助金がありきのような、非常に歯切れの悪い話ですけれども、あたかも補助金ありきの話になっているのはなぜですか。それは、設置者だからですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

やすらぎ荘の関係でございすけれども、市が設置者ということもございすし、市に改築を求められてきた中でなかなかできなかったという経緯もあるうかと思ひます。そういう中で、何らかの補助は考えなければならないのではないかというふうに思っているわけでございす。従来の民間法人も指定している経緯はございすけれども、当然、それを上回ることはならないわけですし、これからそこら辺も協議することにはなると思ひますが、具体的に詰めたことには全くなっておりませんし、そこら辺も含めて、市の財政状況も考えながら、これからの協議というふうに考えております。

以上です。

○齊藤（裕）委員

確認しますけれども、今回の報告は、2定での議案提出を踏まえて、事前に議会に諮った、報告したと。その内容は、育成院側から改修の申出があり、そのためには、現在の建物を無償で譲渡してほしい、こういう要請があったということですね。確認します。

○（福祉）高齢社会対策室長

あくまでも、育成院といひましようか、法人側の方で、ぜひ、みずからの手で最終的に改築をしていきたいので移譲していただけないだろうか、こういう要請に基づいて検討したケースです。

○齊藤（裕）委員

みずからの手というひは、そのときに補助金の話はありましたが。普通、みずからの手というひは、ご自分で事業計画を立てられているのだと思ひすけれども。

○（福祉）高齢社会対策室長

福祉法人で建てる場合には、やすらぎ荘に限らず、さきほど来お話ししておられた施設もそうだろうと思います。一応、補助金が出ないか、こういう要望は、だいたいどこでも出されてくるのかなというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

いやいや、ありましたか。

○（福祉）高齢社会対策室長

要望の中には、市の支援ということで、細かい文章はわかりませんが、要望の中では、市の支援をお願いしたいというようなことで、当然、それは補助金をイメージしている部分もあるのかなというふうに思っております。

○斉藤（裕）委員

第2回定例会に財産の無償譲渡及びうんぬんと、これを議案として出されるということですね。そうすると、その時点で、議案を提出する時点で、間違いなく先方が建てる、改修をするのだという約束、契約、覚書、どんな書式になるかわかりませんが、そういうのはできるのです。正に見切り発車という形になります。それはどうされるのですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

まだ施設が、実際に補助金を国あるいは道からいただいてできるかどうかというのは、その時点では当然まだ決まっていないうと思いますので、そこら辺のお話も踏まえながら、どうなのでしょう、おっしゃっておられるのは。

○斉藤（裕）委員

もう一回説明します。

このスケジュールに示されている財産の無償譲渡うんぬん、この議決をとらなければならないわけですね。その時点では、当然、施設の改修を前提とした議案ですから、そうですね、説明はそうでしょう。建替えをするためには無償譲渡を受けたいという申出があったわけですから、必ず建替えをするということがきちんと確認できる状態になっているのです。小樽市と育成院の間で、覚書のような形で、無償譲渡を受けたあかつきには、施設を改修したい、この予定に従ってこういう建物をつくるのです、改修するのですという約束は、取りつけることができるのですよね。

○（福祉）高齢社会対策室長

当然、改築が前提で移譲するということですので、そこら辺は、当然、法人側と話合いの整理はしておく必要があると思いますし、やっていかなければならないというふうに思っております。

○斉藤（裕）委員

整理とかそういうものではなくて、きちんとしたもので結ばなければならないでしょうね、財産を譲渡するぐらいなのですから。

そこで、育成院側に立って考えてみると、その時点で、皆さんは平成15年に補助金を考えるなどと言っていますが、その議案提出前に補助金の粗々の額又はもらえるか、もらえないか、そういうことがわからなければ、そういう約束を結ぶことはできないのではないですか。

わかりませんか。

簡単な話ですよ。いいよと。私にこれをくれたら建てるよ、約束、契約を結ぶとしますね。けれども、資金計画があるじゃないですか、事業計画です。15億何千万という、ものすごい大きいことをおっしゃっているけれども、15億円の予算があるよ、国からは5億ですか、5億円もらえる、あと10億足りない。そのときに、資金計画は市

の補助金を当てにしたものかどうかによって全然違ってくるではないですか。だから、その前に、議案提出前に、当然、育成院側に補助金を出すか出さないか、それが幾らぐらいになるのかということを皆さんが言わなければ、相手が困るのではないですか。

○福祉部長

そういう段階になりますと、私どもとしても態度を決めなければならないと思います。

○斉藤（裕）委員

さっきの答弁と違うのではないですか。さっきは、平成15年、行革何とかのところでいろいろ補助金も含めてやっているよ。けれども、このペーパーを見ると、6月の2定に出すというのだから、あと数か月であなたたちは決めると言っているのですよ。答弁がさっきと違いますか。

○福祉部長

基本的にはそういうことでございますけれども、それぞれの時期というものがございますから、それはそれで対応しなければ物事は進んでいかないだろうというふうに思っております。

○委員長

委員長の方からですが、さきほど指摘されたとおり、部長のお答えを聞いていると、15年度に向けてと、対策会議が何かで補助金はどうしたらいいのかというお話だという答弁で、さっきの休憩に入っているのです、そこら辺がはっきりしないと。今の質問の中で、そのことをだいたい含んでの話のように聞こえるのですけれども、もう一回、きちんと答弁してください。

○福祉部長

基本的には、財務会計の緊急の対策会議の中で、社会福祉施設の整備の在り方を、当然、補助金とかいろいろなものがございますから、その中で考えてはいかなければならないというものでございますが、やはり、それぞれの時期がございますから、すべてそれを待った後でと、すべての案件についてそれを待った後でということにはならない場合もあります。それはそれで、また対応していかなければならないものというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

私は、どうしてそういう、あやふやなことなのかと思うのです。原課の考え方、福祉部としての考え方は考え方で主張していいではないですか。それは、それぞれ各会派の議員が考えることですよ。補助金を出すのだと。これは長い経緯から考えても、どうしても出すのだと。設置者としての責任を果たすためには、ばく大な金がかかる、これはかなわん。だから、借金が一億数千万円残っているけれども、これも引き受けると。どっちにしたって払わなければ大変だと。なおかつ、呼び水と言ってはあれだけでも、資金を出すのだと。こういう話を明確にして議会に示すべきではないですか。非常におかしいですよ。さっき言った答弁と、今日は、さっき理事の皆さんにもお手を煩わせたから、余り追及はしませんけれども、本来であれば、答弁が違ってきますからね。議事録精査をかけられたってしょうがないような話ですよ。どうも私だけが感じているのでしょうか。さきほどの答弁から考えると、補助金ありきで、もうかなりのところまで煮詰めているというような感覚、感触を得ますよ。それが我々に示せないような金額なのかという心配をしているのですよ。その辺はどうなのか、本当のことは。

○福祉部長

私の説明不足で大変申しわけありませんけれども、山岸室長の方からお話がございましたように、従来、補助金を支出しておりましたし、また、市の施設ということもございまして、やはり、そういう点では、今までのルールからいうと出さなければならぬだろうというような考えでございます。ただ、ちょっと慎重に過ぎた答弁だったかもしれませんけれども、具体的な額だとか、そういうものについてのご答弁まではなかなかいえないというふうに考えたものですから、それと、さきほどお話し申しました補助金だとかの緊急の部分がございしますので、やはり、こういうものをくぐってからが望ましいというふうに考えてご答弁申し上げたところでございます。

しかし、なかなかそのように受け取っていただけなかったというのは、私の説明不足だというふうに感じております。

○齊藤（裕）委員

緊急の理由というのは何なのですか。緊急、緊急とおっしゃるけれども。

○福祉部長

財政の健全化の緊急対策会議というのがございまして、その中で、補助金だとか扶助費だとか、いろいろなもの
の見直しを、今後、取り組むことになっておりますので、その中で、今後の社会福祉施設整備の在り方についても、
一定の考え方を確認しなければならないだろうということもございまして、申し上げたようなわけでございます。

○齊藤（裕）委員

そうしたら、財政緊急対策会議というものがあって、今度は補助金を見直ししなければならないからと、それが
この話とどうかかわり合いがあるのですか。だから、補助金の見直しがされる前に、早くやっつけてしまおうというこ
とですか。

○福祉部長

一般的な社会福祉施設整備計画における補助金の考え方も、その中で提示していこうということでございます。

○齊藤（裕）委員

このやすらぎ荘の改修計画には、緊急性はあるのですか、ないのですか。今やらなければならないのか。だって、
向こうからお願いされているわけでしょう。向こうは、今やらなければならないという理由は何かあるのですか。
緊急性というのは、こっちのことを言っているのではないですね。これは、2定にこだわらなくてもいいのですか。

○福祉部長

緊急と申しますのは、特養のやすらぎ荘につきましては、老朽化、もう相当たっているというようなこともござ
いますし、介護保険制度も適用になりまして、住民から選ばれるような施設で、今後の施設運営を考えた中で、や
はり、平成10年来からのいろいろな議論といたしますか、お願いがございましたので、早く整備をしなければならない
施設になっているというふうには思っております。

○齊藤（裕）委員

でも、それは1か月、2か月で急ぐという話ではないのですよね。3か月でやらなければならないとかね、向こ
うからお願いをされたとか、育成院側から何かスケジュールとかが示されて、何とかこれをお願いしますという話
があったのですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

この改築の関係でございますけれども、特養全般的に、何とか私どもは枠を広げたいという要望、特に待機が従
来から議論になっていきますし、今、現状で枠がなかなか拡大できないわけです。そうすると、次期の見直しの中で、
当然これをやっていかなければならないというふうに考えてございます。そうしたときに、当然、そこら辺の部分
の市としての責任、こういう問題もございまして、それと、できるだけバッティングをさせない形というか、国、
道のいろいろな枠、改築枠、こういうものもございまして、それから、法人のやる姿勢といいたしましょうか、そうい
うものですか、そういうものを総合的にいろいろ勘案しますと、やはり、今は利用者が非常に老朽化の中でおら
れるということも総合的に判断すると、やはり早い時期に改築していかなければならないのかなと、こういうふう
なことで考えております。

○齊藤（裕）委員

何ですか、バッティングって。どこか競合するところがあるのですか。それとか、事業者のやる気がうんぬんとい
うのは、どういうことなのですか。

この事業で、福祉部と育成院の中で何かやりとりがあって、その中で、このタイムスケジュールでやろうや、何

とかこれに乗ってくれや、こういう話があったというのだったら、それは事業者の意向を酌んで上げることだって、言下にだめだとは言えません。それは話合いだから、調整だから。けれども、皆さんが言っているのは、バッティングだとか何だとかと、あやふやなことをたくさんおっしゃるから、我々の知らない何かがあるのではないかと疑ってくるわけですよ。何か釈然としない。

例えば、実は、小樽市の方から育成院に、どうにもならないから何とか引き受けてくれと言ったとか、委託ではないけれども、建物をあれしなかったら、ここを直してくれなかったらもう仕事にならぬぞとか、補助金の額はこれぐらい出せと言われていたりとか、何か痛くもない腹を探りたくなるわけです。

皆さんは、自然の協議のうちに小樽市から言ったというのだったら、それはちょっと負い目を感じるかもしれないけれども、皆さんが何回もやっているけれども、育成院から申出があったというのでしょうか。それは間違いないのですか。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

昨年9月に、間違いなく育成院さんの方から、そういった方向で改築をしたいので、設置者になるためには、どうしても法人が譲り受けておかなければいけない、そういった向きで準備してほしい、そういったお話はいただいております。

○斉藤（裕）委員

それなら、簡単に育成院側の取り組む事業として提案があったということでしょう。そうしたら、当然、資金計画も含めて、全体の事業計画は皆さんご存じなわけだ。本当はもう既に、15億という数字が、さきほど来言われておりますけれども、でたらめに15億なんて拾うわけではないのです。粗々のものはあるのでしょうか。向こうから示されているはずですよ。まさか丸腰で口頭で話しているわけでもなし、このぐらいのものをといても、こういう構造まで出ているのだから、どのぐらいの施設で、期間がこの2年かかってと、そして事業資金の計画の中に、実はこのぐらいという数字が出ているのではないですか。これが一般的ですよ。そこら辺はどうなのですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

その点は、さきほど来お話し申し上げていますとおり、当然、国、道の補助をもらう関係で、基本構想といいましょうか、計画といいましょうか、粗々の話合いを今はしているわけですから、その部分については、さきほども休憩前に答弁しておりますとおり、そういうものはお示しできます、こういうふうにお話ししているわけです。

○斉藤（裕）委員

できますとだれが言ったのですか。

○（福祉）高齢社会対策室長

ですから、今、交渉しているおおむねの案といいましょうか、そういうものはできると。

○斉藤（裕）委員

では、示してください。

私が注目しているのは、その補助金の大きさなのです。どのぐらいなのかと。それをうのみにするだとかは別としても、向こうから示されているものは、要望はどれぐらいなのかと。それを知りたいのです。

○（福祉）高齢社会対策室長

さきほどお話しして、今はまだいろいろ交渉して協議しているので、数字が固まっているわけでも何でもない。ただ、その金額から言いますと、おおむね、建物としては十五、六億です。国と道の補助が従来は75%ぐらいだったのですが、制度が変わりますので、大体十五、六億のうちの五、六億程度、したがって、設置者負担が約10億ぐらいということで、休憩前にちょっとお話をさせていただきました。

うちは、従来ですと、だいたい道補助とほぼ横並びですので、五、六億のうちの道補助が1億5,000万円前後になりますので、従来のパターンでいきますとそのぐらいと。うちの補助としては、今の道の基準からいくと1億5,

000万程度と。粗々の考え方としては、道補助、従来の補助なりの金額でお願いできないだろうかという考え方の要請はございます。

ですから、残りは、従来ですと補助関係が8割から9割ぐらいですから、事業者負担としては1割から2割程度になったのですが、それからいきますと5割以上は法人負担、こういうものが出てくるのではないかというふうには考えております。

○ 斉藤（裕）委員

その1億5,000万円という要請があると言っておいてよかったのではないですか。1億5,000万円プラス一億三千何がしですか、それが小樽市の手出しになる部分ですよ、負担になる部分ですよ。そして、これで新しい建物が更新されて、入居者の方のサービスが上がる、居住性が上がる、こういう説明をきちんとするべきではないですか。

皆さんが、このまま、私が非常に重要視したのは、土壇場で議案を出されて、補助金とかそういう説明がなしにやっていったら、後追いになってしまうのですよ、本当に。皆さんは、当然、厚生常任委員会で説明を申し上げたとおりやっていますという話があるわけだから。

いずれにしても、議案提出の場合に、もっと精度の高いものを明かしてもらわなかったらいけない。これは、補助金セットの話なのです。

それともう一つ、他の福祉法人の人たちが、それに対して補助金を出さないという話であれば、これはやはり、不公平感を感じる方たちはおられると思いますよ。だって、小樽市に身体障害者の方たちの療護施設がありますか。ないわけでしょう、ゼロなのです。その機能を、社会福祉法人という民間が小樽市に持ってこようとおっしゃっているわけだから、それでは、何でおれたちはだめで、あっちがいいのだという話になるわけです。その辺の不公平感は引き続き残る。

そういうことを指摘して、質問を終わります。

○ 委員長

委員長の方から福祉部の方に重ねて言いたいのですけれども、さきほど、理事会で補助金のことにも触れている議論したのですが、さきほどおっしゃったように、まだそこら辺がはっきりしないというのが問題でありました。他の福祉施設について、今までずっと市が援助してきているという流れがあるものですから、各理事の方からは、同じように、右に倣えというかこうだっていいのではないかという意見もあるのですよ。それから、それはどうかという意見もあって、分かれています。

いずれにせよ、はっきりしたことがわからないということが問題なのです。やはり、遠慮なく、こういう資金計画なのだというので、2定に出してもらえば、最終判断は意見が分かれるかもしれませんが、それはそれぞれの考え方です。けれども、何か、今の答弁をずっと聞いていると、よくわからないと。最後に部長は答弁を変えたりしているのですけれども、理事者と議会の関係では、隠しておけばいいというものではない。ものによってはそういうものがあるかもしれませんが、議会の議決が必要な問題ですから、もっとオープンに、わかりやすく話をしていただきたいと痛切に感じるのですけれども。

ひとつ、今後の取組としては、今も注文がありましたけれども、そういう点も踏まえて対応していただきたいなと思います。

それでは、市民クラブから公明党に質疑を移します。

○ 佐藤（幸）委員

高島墓地と北しりべし廃棄物処理広域連合について

もう、だいぶ時間がたっていますので、2点だけ、簡潔にいたします。

ちょっと気になったのですけれども、高島墓地の件です。これは、墓標を傷つけられたということで全国ニュー

スになっていましたから、小樽の市民がやったとしたら、非常にゆゆしき問題だと思います。

その後、今日、直したのは、その部分の小樽市でもって直したのか、どのぐらいかかったのか、あるいは墓地の所有者の方なのか、これが1点です。

それから、刑事事件になるのではないかと思いますけれども、この辺の警察の関係、犯人探しの関係、これはどうなのかというのが2点目です。

それからもう一つは、環境部に、広域連合の規約が今回、議案としては上がっていますが、小樽市は別として、ほかの5町村が足並みをそろえているかどうかという問題があるのですね。これは、5町村も今回の議会で上げるつもりでしょうけれども、私の情報では、いまだかつて、いっぺんの書面も見ることがないという状態なのです。多分、助役会とか協議会の中でいろいろな書類を出したと思うのです。でも、議員がいっぺんの書類も見ることがない、こういう町村があるのですよ。何とかわかるものはないでしょうかとか、こういう要望が私のところに来るぐらいですから、本当に足並みがそろっているかどうかという問題があります。議会によってやり方が違いますから、多分、小樽市にすべてをおんぶに抱っこでかかりきって、金さえ出せばいいのだという形のところもあるのかもしれません。このところは、小樽市としてはどのように取り組んでいくのか。

この2点をお聞かせください。

○（市民）戸籍住民課長

このたびご報告申し上げました高島墓地における器物損壊の件についてであります。内容的に申し上げますと、まず第1点、費用の弁済についてですが、このたびは、小樽墓石工業組合のボランティアで、今日までの作業については全部引き受けていただいております。市の弁済分は一切ございません。

2点目でございますが、刑事事件ではないのかというお話ですけれども、これについては、刑法第261条に器物損壊等ということで刑罰の規定がございます。さらに、それが刑法犯として成立するための要件として、264条に、無関係な部分は割愛いたしますが、261条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができないということで、申告罪ということになってございまして、実際に被害を受けた者から警察の方に、これこれの被害があって、被害額が幾らということで訴えるということがあって、初めて刑法犯ということで成立するというふうに聞いております。

以上でございます。

○環境部長

5町村の足並みがそろっているのか、こういうことでございます。

規約の件に関しては、今回は、小樽市を含めて、小樽市以外の5町村にも同時に規約を議案として上げていただいています。それについては、現在、赤井川では議決を得ているというふうに聞いていますし、積丹も議決があったというふうに聞いています。そのほかは、今議会中には議決を得られるだろうという見通しがある、こういうご返事をいただいております。

さきほど、佐藤（幸）委員の方から、資料を一つも見ることがないという町村もあるというお話でしたけれども、推進協議会の中で幹事会というものがあります。幹事会、助役会、首長会議という形で推進協議会をやっていますけれども、幹事会のときは、小樽市の環境部長が幹事会の座長をやりますので、その中で、小樽市議会との状況等をご説明させていただいてます。その間に、他町村の議会の状況はどうか、こういうこともお聞きしたりしておりますので、そういうお話の中では、今、ご指摘あったようなことがあるというふうにはちょっと認識しておりませんでした。もしそういうことなのであれば、各町村の議会にきちんと説明してもらわないと私たちも困りますので、改めて、もし説明の不十分な点があるのであれば、きちんと説明するということは、申入れていきたい、こう思っております。

いずれにしても、これから広域連合ができますので、一応、執行機関としては6市町村固まって共同でやるわけ

ですから、そういう意味では、きちんと足並みをそろえてやるような努力をしていくということになるのだらうと思います。

○佐藤（幸）委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終了して、民主党・市民連合に移します。

○佐藤（次）委員

ごみステーションについて

時間の関係もありますので、多少の通告した部分について、割愛するのもあります。

最初に、ごく簡単なことなのですが、環境部の方に、たまたま今、私は天神の町会を引き受けることになりました、一番最初の総会のときに出したのがごみステーションの問題なのです。ごみステーションの付近にあるそれぞれの人は極めて大変な状況にある。ところが、ごみステーションに捨てる人は、通りすがりの人もいれば、車でぽんと投げていく人もいと、その実情が報告されました。

今聞きたいのは、そこをどうこうしてくれということよりも、ごみステーションというものについて、小樽市の方では現状をどういうふう把握されているのか。例えば、何千か所あって、どういうところにはあって、どういうところは廃止して、そして、極めてしっかりしたものと、網でやっているものと、その辺の現状を押さえておりますか。まずそれが一つです。

あわせて、ステーションについては、ちょっと放っておくとごみが散乱する、とりわけ生ごみが散乱することにもなりかねない。衛生上、極めて問題がある。

したがって、この辺については、各町会などと、ごみステーションの管理というか、そういうことについて、環境部としては、ある意味では小樽市として指導、あるいは、そういったことに対する苦情の受付、こういうようなものは日常どういうふうになっているのか、まずそんなところを教えてください。

○（環境）廃棄物事業所長

ごみステーションと言われているいわゆるごみの一時置き場ですけれども、今おっしゃられたように、固定式といますか、固定されているもの、金網、ブロック、板、木材等でつくられているものと、それから、ごみの上にナイロン性のネットをかぶせて、カラス、猫の被害を防ぐ、あるいは、何もしないで空き地や歩道等にごみを一時的に置いておく、このような三つの形態があるかと思います。

ごみステーションは、市内に大体 2,800程度くらいというふうにつかまえております。同じごみステーションでも大なり小なりありますので、大体 2,800くらいかなと。この状況につきましては、固定式のものかどの程度、ネットがどの程度ということについては、まことに申しわけありませんが、調べておりません。

このごみステーション、ごみ一時置き場につきましては、その地区に住んでいる方々がいろいろご相談されまして、そして、私ども市の収集路線の中であれば、その通路であれば、場所が離れていようが、道が狭まっていようが、順次取っていくということでございまして、その設置方につきましては、使っている方々のご相談ということで、私どももそれを受けまして、ここであればよろしいのではないかとということでやらせてもらっております。

それから、2点目の管理でございしますが、これも、それぞれ使っている方々できれいにしてください、掃除してくださいと、チラシその他、いろいろな状況をお願いをしております。ただ、使っている方々でなく、車で通った他の地区の方々、これらの方々が投げられるということで散乱する場合があります。当然ながら、それにつきましては、午前であれば午後からとか、また次の日とかということで、私どもの方もごみの収集をし、掃除もしますと、また、地域の方々についてもよろしくお願いしたい、こういうことでやっております。

いずれにしても、ごみステーションが遠ければ、遠くて持っていけないという苦情も来ますし、近くて自宅前であれば嫌だということが起きまして、非常に小樽市が主体的といいますか、指導的に、強制的にはないですけども、こうしろ、ああしろということにつきましては、非常に問題が出てくるものですから、何とぞということで地域の方々でご相談をしていただきたいと。当然ながら、さきほど申しましたとおり、私どもも、いろいろなよい方法といいますか、それについてご相談なり、いろいろなことをお話し申し上げて、今後とも上手にやりたい、このように思っております。

○佐藤（次）委員

そういうのが、今、市のこれに対する考え方だと。

我々議員は、いろいろなところによく視察に行きます。そして、当然、まちを歩いていて、ごみの出方だとか、種類だとか、あるいは、今言うステーションだとかをよく見るのですね。それで、ここはすごいなと思って役所に行って聞くと、今、工藤所長が言われたようなことを更にもう一歩進めているということが、まち全体の美化になっていっているというのをよく見るのですよ。

当然、すぐにお金がかかるということも言われます。確かに、全く無償でいろいろなことができるわけではない。そうしますと、例えば、町内会の中でもいろいろな話合いをしていますけれども、町内会と緊密な連絡をとるだけでも、ごみステーションに対する地域の意識が変わっていくということがあるのですね。これは、必ずしもポスターだけを貼ればよいというものではなくて、そういうことの、いわゆる地域における第一線の部分を、やはりどう大事にするか。そして、市行政の中でそれをどう位置づけるのか。このことによって意識、まちの美化、一般の人の道徳みたいな、こういうさまざまなことに、ごみをどう整理するかで、ものすごくいろいろなことに広がっていくということを、ぜひ環境部の中で、今の現状をもう一歩進めるような、そんなことをぜひしてもらいたいということがあります。

これは、そういうことで、今の現状はわかりましたので、要望として言っておきたいなというふうに思います。

コミュニティセンターについて

二つ目は、これは市民部になるのですが、さっきコミュニティセンターのことでいろいろありまして、市民部としても、コミュニティセンターについては、いわゆるああいう遊休地をどうするかだとか、あるいは、いろいろな中で出していますという話がありました。そのほか、もちろん、さっきありました朝里の消防をどうするかという問題もそこにありますし、児童館の問題もあるとか、同じコミュニティセンターでも、いなきたのような豪華なものが一つあればよいということではなくて、もっと使いやすい、市民に開放されやすいものとか、いろいろな意見があります。それは、従前からの請願で上がっているのがずっと継続になっているのです。そして、今回また新たに上がってきているのですね。

市民部として、議会側で、ただ可決してしまえばそれでいいのだというのではなくて、地域の人に対して、陳情者に対して、市の側がどう努力しているのだろうか。そういうさまざまな観点から、これは促進のために継続から可決にとか、いろいろな方法があるわけです。

その点について、逆に市民部側から議会側には、残念ながら、そういったことに対するコミュニケーションというのはほとんどありません。ただ、現状はこうですというだけの報告が議会ごとに繰り返されている。これでは議会と理事者との関係において、政策を進める上でちょっともの足りないという印象があります。

そこで、市民部として、コミュニティセンターは総合計画にももちろんあるのですが、それはそれとして、今の緊急財政の問題とかいろいろ言われています。そういう中であって、しかし、市民部として、こういうコミュニティセンター的なものをどう政策の中で、いわゆる主要な柱として位置づけるのか、あるいは、位置づけたい、しかし、他の要素があるので、今はちょっとあれしななければならないだとか、この辺の考え方についてコミュニティセンターに関して聞いておきたいと思います。

○市民部長

コミュニティセンターでございますけれども、前向きに取り組んでいるつもりなのですが、もっと進んだ報告ができれば一番よろしいかなと思いますが、現実、ずっと長引いております、何といたしても、一番解決しなければならないのは、やはり用地ですね。用地の問題がどうしても先行することになっております。したがって、今のところ、幸いといいますか、朝里共同住宅跡地のことにつきましては、さきほど来ご答弁しておりますように、私ども市民部としまして、何とかあそこをお願いしたいということで手を挙げているという状況でございます。確かに、今の総合計画の実施計画の中では、若干の調査費も組んでおります。これは、当然、13年度、14年度は建設位置も決まっておりますので、そこまでは行っておりませんが、気持ちとしては、担当しておりますので、一日も早く建設場所が決まって実現すればいいという気持ちではありますので、その点はちょっとご理解をいただきたいというふうに思っております。

○佐藤（次）委員

あとは、福祉があったのですが、これはけっこう面倒くさい話なのです。それで、相当疲れているみたいなので、今日は割愛します。

以上で終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時23分

再開 午後6時00分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○中島委員

日本共産党を代表して、議案第53号は否決、陳情第72号は採択、継続審査中の案件については、請願、陳情すべての案件の採択を主張し、討論します。

詳しい内容は本会議で述べますが、陳情第72号についてののみ、一言触れておきます。

この陳情は、継続審査中の請願第5号と趣旨を同じくするもので、8,475名の署名とともに、広範な地域市民の参加である多目的コミュニティセンターを実現する会が提出してきたものでございます。ぜひ採択すべきと考えます。

我が党の新谷議員の平成11年の第2回定例会での代表質問時に、市長は、東南部地区は他の地区に優先して整備すべきものとして、朝里十字街の旧公営住宅跡地は有力な選択肢の一つと答弁しております。この3年間、公明党の皆さん、民主党・市民連合の皆さんは同様の質問を繰り返し、自民党さんもこの地域の景観上の問題を取り上げてきました。

地域の皆さんの要望にこたえて、議会として採択されることを求めます。

同地域にコミュニティセンターの設置を求める質問を繰り返してきた他政党の皆さん、採択に賛成できないのはなぜか、市民にどう説明するのか、お聞かせください。財政が大変だから何もしないということにはなりません。土地のめどもつきました。ぜひ議会としての採択を求めます。

最後に、理事者の提案については、明朗にして的確にされ、いたずらに議会の時間延長にならぬよう、一言申し

入れておきたいと思います。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、請願第14号、陳情第68号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第70号、第72号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第53号、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号について、一括採決いたします。

議案は可決と、請願、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決定いたしました。

次に、議案第38号、第41号、第42号について、一括採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。